

司会：ここで本日の議事の予定についてご説明いたします。次第に従いまして議案第1号～3号までの審議をして頂きますが、4時半を目途に終了したいと考えておりますので宜しくお願いを申し上げます。それではこれから議事に入らせて頂きます。議事の進行は条例第13条第2項の規定により委員長が議長となって行う事となっておりますので、高橋委員長に議事進行をお願いいたします。宜しくお願いします。

委員長：高橋でございます。開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げたいと思います。委員の皆様におかれましては月末を控え非常にご多忙な所ご出席を賜りまして、誠に有難うございます。今年度第2回の委員会の開催でございますけれど、既にご案内の通り評価制度の改善によりまして本委員会の評価対象事業の範囲が拡大されております。前回初めて新規箇所評価について審議いたしました所でございます。本日は新しく評価対象に加わりました継続箇所評価、これと併せまして従来からの再評価事業箇所、計67件につきましてご審議を頂きたいと存じます。合わせまして重点審議事業について抽出の程宜しくお願ひしたいと思ひます。お手元の審議箇所総括表にあります通り、農林水産部事業38件、これを前半3時頃までご審議をお願いしたいと思っております。若干、休憩を挟みまして後半に建設交通部事業29件についてご審議をお願いし、先程司会の方から話がありました通り午後4時半までには終了したいと存じておりますので、何卒宜しくご協力の程お願ひ申し上げます。それでは着席させて失礼いたします。

それでは議事に入らせて頂きたいと思ひます。まず議案の第1号でございますが、委員会の公開または非公開についてお計りいたしたいと思ひます。ご承知の通り、委員会の公開または非公開については審議会等の会議の公開に関する指針に定める会議の公開の基準、これに基づきまして委員長が委員会に計って決定するという事になっております。これに関しまして事務局からまずご意見を願ひしたいと思ひます。宜しくお願いします。

事務局：今回の議案につきましては会議の公開基準に照らしまして非公開にする物がないと判断いたします。

委員長：はい、有難うございます。只今、事務局からお話がありました通り会議の公開基準に照らして非公開としなければならぬ議案はないという説明でございますので、公開を進めたいと思ひますがよろしいでしょうか。有難うございます。異議なしという声でございますので、本日の会議は公開として進めさせて頂きたいと思ひます。

続きまして議案の第2号に入りますが、その前に前回、折田委員からもご質問がありました。評価調査書に添付されております評価基準内訳、これにつきまして事務局の方から若干お話しがあるという事ですので、そちらの方をまずお願いいたします。

事務局：それでは前回、委員の方々から少し分かりづらいという事のご指摘がございましたので、今回資料を添付いたしまして、若干ご説明させて頂きます。お手元の資料の資料1・1と資料1・2とこの2つを見ていただければと思ひます。ページがふってないですね、申し訳ございません。資料1・1につきましては先程、高橋委員長の方から説明して頂きましたけれども、今回、今年の評価制度が改善されました。これまで外部評価と言いますのは、再評価のみだったんですが評価制度の充実、これを目的に

しまして、新規評価・継続評価・終了評価、これも全て外部評価委員会の対象にする事としております。前回1回目の委員会の中で評価制度の改善とはどういうものかという事で文章で資料にしたんですが、文章だとやはり非常に見づらいという事で、それを全て見やすくしますとこのペーパー1枚になります。新規の箇所評価と言いますのは、ここでも表で分かりますけれども事業年次が1年目からありますけれども、その前の年に行います。対象となる事業は補助事業の他に、単独事業であれば1億以上というのが対象になります。継続評価と言いますのは事業に着手して2年終わった後、つまり3年目です。3年目に始めましてそれから3年毎という事で結果的には3の倍数毎に評価をして行きます。これの対象となるものは補助事業+単独事業であれば5億以上と。再評価につきましてはこれは従来の評価と同じでございます、農林水産部で行けば事業を継続して5年目が過ぎてから6年目、後は5年毎に行います。建設交通部で言いますとこれは10年継続して10年目に行いまして後は5年毎に行います。終了評価につきましては、完成した1年経った後、つまり完成してから2年後という事で行いますが、これは補助事業・単独事業とも10億以上を対象とします。これによりまして今までの篩よりもかなり細かい篩にかけて評価を実施するという事で、評価の充実という事を目的としております。この下に書いておりますが、再評価と継続評価の年度が重なる場合がございます。こういう場合は再評価を優先いたします。後、事業によりましては再評価の翌年が継続評価、あるいはその逆ですね継続評価の翌年が再評価と。2年も続けてやる必要がないじゃないかと思われそうですが、基準は基準、決まりは決まりで実施させて頂きたいと。特例は作らないという事にしております。2枚捲って頂きまして、評価制度の改善その2、資料の1・2ですけれども今回、評価制度が改善されたそのポイントと言いますのは、ここにも書いてありますように、制度の一元化と。今までは県の条例によるあるいは国の要項によると、色々あった訳でございますが確かに非常に分かりづらかったという事で、まず一元化しましょうという事で平成14年の4月から秋田県評価の実施に関する条例と、これに一元化しております。後はその外部評価委員会の対象拡大と。これは今まで外部評価委員会にかからないものは全て内部評価と言う事で行っていた訳ですが、やっぱりより透明性の確保と評価の充実という事を目的にしまして、全て外部評価にかけるという事でございます。3番目としまして個別事業別判定基準の設定と。これが前回、委員の先生方からちょっと分かりづらいと、事業する側が勝手に都合の良いように作っているのではないかというご指摘等がございましたので、これにつきまして若干ご説明いたします。個別事業別判定基準というのはこの1番でありますけれども、設定の主旨。これはまず客観的で精度の高い評価を実施するとこれが大命題でございます。そのために一律の評価としないと。公共事業それぞれみんな違いますので、道路や河川・圃場整備・治山事業と他にも色々ございますが、それぞれの事業の特性に応じた個別の判定基準を採用すると。まさに事業の個性を重視したという事でございます。この設定の背景につきましては、これはどの事業もいくら個性を活かすと言いましてもそれぞれ、まちまちの観点から見るという事は出来ませんので、大きな観点としましては必要性・緊急性・有効性・効率性・塾度この5つの観点を大きな柱とします。ただその観点毎に評価に関しましてはその事業の特性に応じるという事で、客観的に判断出来る必要最小限の項目、それとその各項目毎の配点。これは事業を所管する各課で設定いたします。そうしますといかにも勝手に設定したように思われますけれども、この設定した内容につきましては、企画振興部・農林水産部・建設交通部とこの3部で調整検討を何遍も重ねております。その結果、出てきたものがその次から代表例という事で何事業か上げておりますけれども、各事業毎に特性を活かして配点あるいは評価する内容、それが全て異なっております。これにつきましては、これでもう全て固定という事ではございませんで、やっぱり時代と共に見る観点が違ってくれば、その評価の見る基準も改

善して行きましょうという事でございます。あと後の方に事例がございますけれども、この事例によりますと事業によっては必要性が非常に配点が高いという事業もございますし、例えば河川事業なんかですと、どちらかという規模が非常に大きいという事で、緊急性よりもどちらかという必要性。その背後の守るべき住宅地とかそういうものがどれ位あるかという必要性がまず非常に高い。道路なんかで行きますと、むしろ有効性が高いと。こういうふうなそれぞれ各特徴を活かした配点を全て決めまして検討しております。これに関しましては何年も評価を重ねて行きまして、委員の皆様あるいは一般の人達から色々と意見を伺った上で、これからは改善を加えて行きたいと思っておりますので、どうか宜しくご理解の程をお願いいたします。

委員長：有難うございました。只今の説明につきまして特に確認しておきたい点がございますでしょうか。折田委員何か、よろしいですか。それではまた何かありましたら実際の審議の所でご意見をお出し頂きたいと思っております。では続きまして議案の第2号に入りたいと思っております。評価の実施状況につきまして事務局の方からご説明をお願いいたします。

事務局：平成16年7月27日付けで知事から当委員会に諮問がされております。つきましては諮問のありました67件、これは農林水産部が38件、建設交通部29件の事業につきまして調査審議をお願いいたします。

委員長：それではこれから諮問のありました67件の事業につきまして調査審議を行って参りたいと思っております。進め方といたしまして、いつもの通りでございますが始めに県側から各部毎に継続箇所評価・再評価の実施状況をご説明頂き、質疑意見の交換を行いたいと思っております。その後次回、重点的に審議する事業を抽出して参りたいと思っておりますがよろしいでしょうか。はい、有難うございます。それではそのような要領で進めて参りたいと思っております。

早速ですが始めに農林水産部所管事業につきまして、38件でございますが最初に農地整備課所管の29件につきまして説明をお願いいたします。

農地整備課：それでは農地整備課所管事業につきましてご説明させていただきます。お手元の審議箇所総括表にございます通り、今回ご審議頂きますのは事業箇所といたしまして継続評価が担い手育成基盤整備事業の10箇所、再評価といたしまして同事業15箇所、かんがい排水事業1箇所、地すべり対策事業3回の計19箇所でございます。継続評価と再評価を併せますと29箇所となっております。評価内容に説明につきましては、継続評価・再評価の順に行わさせて頂きたいと思っておりますけれども、担い手育成基盤整備事業につきましては、予め質問を頂戴しておりますのでその内容につきまして説明の中で折りこみながら、説明を進めさせて頂きたいと思っております。まず箇所に入ります前に担い手育成基盤整備事業の目的でございますが、まず生産基盤の整備によります生産性の向上と、大豆・野菜と言いました畑作物を取り入れた複合経営を推進いたしますと共に、事業を契機といたしまして、地域の創意工夫によりまして農地の利用集積を進め地域農業の幅広い担い手の確保・育成を行いまして、それによりまして効率的で安定的な農業経営を確立するという事で、平場から中山間地域まで立地条件に応じた圃場の整備を行うための事業でございます。本事業の推進方向といたしましては、あきた21総合計画におきまして生産基盤の整備促進を施策目標に掲げておりますが、その中で平成12年度～平成22年度までの11

年間に1万4,000haの水田を整備するをいたしております。率にいたしますと平成22年度までに76%を目標に進めておまして、現在平成15年度末時点の整備率でございますが69%という事で順調に進捗を進めているところでございます。事業の効果でございますけれども、担い手育成基盤整備事業によりまして整備されました大区画を主体といたしました水田では、農作業の省力化が図られまして効率的で生産性の高い米作りが定着しております。その省力化された内容でございますが、労働時間で参りますと未整備と整備後でございますが、労働時間は半分、生産費につきましては20%の節減が図られているところでございます。また本事業によりまして暗渠排水等水田の汎用化が進みます中で、大豆・野菜と言いましたそういった戦略作物も産地作りに繋がります条件整備が進められまして、県内各地で新たな営農集団・経営体といったものが育成されて来ているところでございます。また農地の利用集積という話もございましたが、これから消費者や市場ニーズに対応いたしました農業経営に対するために意欲と能力の高い農業者を育成するという事で、そのために基盤整備と進めて集積等のソフト施策を進めておりますが、平成15年度までに完了いたしました57地区を調べますと事業当初、担い手への農地の利用集積が23%ございましたが、事業終了後は53%と半分を超える農地が担い手に集積されているところでございます。県といたしましても、地元農家の合意形成、県内の地域バランス等を考慮いたしまして早期の整備を進めているところでございますが、昨今のいろんな予算の制約、年度執行額といったいろんな制約がございます、そういう中でも更なる予算の効率的な執行を努めまして、あきた21総合計画の目標達成に向けて事業を進めているところでございます。

それでは、継続評価の具体的な箇所につきまして説明をさせて頂きたいと思っております。継続評価の箇所につきましては、担い手育成基盤整備事業10箇所となっておりますが、この中で再評価後3年経過地区が2箇所、着手後2年経過箇所が8箇所となっております。色々時間の都合もございます、代表的な地区につきまして内越地区と坊沢地区、この2箇所につきましてご説明させて頂きたいと思っております。お手元の箇所評価調書の内越地区の部分をご覧頂きたいと思っております。

本事業につきましては平成8年～17年の10ヵ年間で総事業費79億7,000万、国庫補助率1/2の事業でございます、圃場整備といたしまして435.5haを実施する事としております。事業の箇所につきましては3枚目をご覧頂きたいと思っておりますけれども、本荘市内越と大内町中館が事業箇所でございます、ご覧頂きました通り子吉川と支流の芋川の合流部に拓けました一団の肥沃な水田でございます。地区内の圃場につきましては昭和末期からの耕地整備によりまして、10a区画に整備されているところでございますが、農道が狭く水路が用排兼用の素堀という事で湿田が多く、経営農地も分散しているという事でございます。こういったものを解消するために地域が考えております水田の方向性でございます、地域水田農業ビジョンの実現におきまして基盤整備を進めるといったものが求められているところでございます。調書にお戻り頂きたいと思っておりますが、まず事業の目的といたしましてここに書いてある通りでございますが、まずは低コスト化という事で大区画化の圃場を364haまあ地区の89%で行う事しております。また更に農道あるいは用排水路の整備を行いますと共に、新たな産地作りを目指すための水田の汎用化といったものを目指すための暗渠排水工等の整備を進めているところでございます。また、多様な担い手への農地の利用集積を図るという事で事業当初97.6haのものを事業完了後は191haに拡大するという事を目的としております。事業の内容につきましては、平成15年度末で概ね事業費で90%程度の進捗となっているところでございます。事業推進上の課題でございますけれども、本地区につきましては400haを越えるという事で規模が大きいと言う事と、諸般の事情で予算の制約等により期間を要しているところでございます。上位計画の位置付けといたしましては、先程申し上げましたとおりあきた

21総合計画の中で目標設定をいたしまして、それを目指して事業を推進しているところでございます。関連プロジェクトといたしましては地区内に日本海沿岸東北自動車道また県立大学本荘キャンパスといった用地関係で色々関連しながら事業調整を円滑に進めているところでございます。事業を取り巻く状況の変化といたしましては、一昨年から議論されております新たな米政策といったものが大きな農政の課題としてございますが、そういう中で農家が主体となった水田農業を目指すとされているところでございます。そういうところで昨年来、地域の水田の発展方向でございます地域水田農業ビジョンといったものが盛んに議論されておまして、今後そのビジョンの実現に向けました施策というものを重点的に進めていくという事にまとめられておまして、そういったものに対応する事が求められております。それと最後のちょっとここは脱字があって申し訳ございません。事業効果把握の指標及び効果という事でちょっと文字が抜けておまして申し訳ございません。この中で目標にしております成果指標といたしまして、担い手が経営する面積の割合といったものを目標としております。ご覧顶きます通り、現時点での達成数が63.3%となっております。次のページをご覧顶きたいと思いますが、前回の評価結果でございますが平成13年度に事業再評価を頂戴しておまして、その結果継続と判定をいただいております。特に指摘事項もございませんでした。所管事項の自己評価でございますが本、内越地区につきましては大方9割が大区画圃場に整備されまして大型機械の導入等によりまして生産性の向上が図られまして、将来的には担い手が27戸2生産法人といったものが設立されまして農地の利用集積が計画的に行われ事業完了を191haの農地が集積される事となっております。これによりまして地域農業を支える経営体の確保育成が図られますと共に、先程も申し上げました地域水田農業ビジョンの推進といったものが積極的に見込まれている地区でございます。また当地区では生産性の高い圃場での水稻作付けの他、汎用水田での大豆等の集団転作また地域の戦略作物として位置付けられております、ミニトマト・アスパラガス等への取り組みも行われておまして、事業完了後の期待も大きいと見込んでいるところでございます。この中でご質問がございました効率性の中で本地区につきましては1.44と書かれておりますが、その算定におきまして何点か質問を頂戴しているところでございます。1枚捲って頂きますと費用便益費を構成する主な項目と割合というページがございますが、こういう中で費用対効果を出す中で耐用年数と割引率はどういうふうになっているのかというご質問がありました。これにつきましては、耐用年数につきましては本地区の場合、道路あるいは水路・暗渠といろんな工種がございますのでそれぞれ毎に耐用年数がございますのでそれを加重平均いたしまして、総合耐用年数というのを出しております。この地区、内越地区でおきますと38年という計算をしているところでございます。また割引率という話もございました。割引率とはまさにその利子と同じように財産が毎年現実的に減って行く割合を効果算定上の計算の中で用いるものでございますが、この全体の事業を通じまして割引率を4%を採用しているところでございます。また、事業中は休止しているがその間の収益はB/Cに反映しているのかというお話がございましたが、実際その休耕によりますものは反映していないという事なります。今回、その担い手育成基盤整備につきましては休耕という扱いではございまして、あくまでも転作の中で行うという事でやっているという事でございます。それと効果算定におきまして、そのウェイトに色々ございますが、作物生産効果というのがございました。あるいは営農経費節減効果について説明を頂きたいという話がございましたので、作物生産効果につきましては事業を通じまして用排水の分離・乾田化・客土と言ったものを行いますが、そういった事でその立地条件を改善する事によります増産分といった費用を計上しているものでございます。また営農経費節減についてでございますが、これにつきましては事業実施前と実施後の営農技術体系に基づきまして労働費・機械経費その他の資材費等について算定

いたしまして、その差額を効果費用としているところでございます。また、事業完了の翌年から使用可能となり効果が発生するののかという事がございました。実際、担い手育成基盤整備事業でございますと面工事が終了後、まさに翌年度から営農が開始されますので効果は発現するというのが実態でございますが、効果算定におきましては事業着手から一部効果が発生するまで5年間としておりますので、算定上は5年間効果算定をしていないという事で計算をしているところでございます。効果算定、まあ効果の点におきましてはそういう点でございます。それで内越地区につきましては1.44と高い数字になっておりまして、更に事業にあたりましては、現場発生残土、資材の有効活用、暗渠排水の使用資材の見直しによりコスト縮減といったものを進めている所でございます。また本事業につきましては事業完了後、管理体制が土地改良区と関係農家で行うという事にしておりますので、その管理後の対応もこの中で考えられております。また環境の配慮につきましても、県の配慮指針等に基づきまして事業を推進しているところでございます。このような点から本地区の判定につきましては、資料にございます通り92点としておりまして、本生産基盤を通じまして地域農業を担う効率的かつ安定的な経営体の確保・育成または農業の構造改善・構造改革を推進する重要な施策として考えておりますので、ランク1と判断しております。事業の継続は妥当と判断しております。また今後17年度、事業完了見込みでございますが、それに向けまして更に農地の利用集積等を図りまして事業の効率的な推進といったものを進めていく事にしております。

続きまして継続評価の坊沢地区でございます。お手元の坊沢地区の調書をご覧頂きたいと思いますが、本地区につきましては2枚捲って頂きますと位置図がついてございますが、施行箇所は鷹巣町坊沢でございます。米代川と綴子川合流に展開する水田地帯でございます。本地区につきましても、昭和30年代当時のいわゆる小区画の区画整理、積寒事業というのがございましたが、それで整備された地区でございますが、用排水兼用という素堀水路と先程の内越と同様の地域課題と抱えている所でございます。調書の方をご覧頂きますと、事業の目的の欄でございますが、やはり低コスト、それと農地の利用集積という事でここに書いてございますように、大区画については73%、担い手の経営面積については87haしているところでございます。事業の効果の算定につきましては、一番下をご覧頂きたいと思いますが、事業が始まって3年目という事もございまして、現在の成果目標という事は現時点では19.1%の達成となっております。次のページの所管課の自己評価でございますが、本地区につきましては区画整理の面積が182.6haでございますが、そのうちの73.2%が大区画圃場に整備されまして、機械の導入等により生産性の向上が図られますと共に、2つの生産組合への農地の利用集積が計画的に行われておりまして、事業完了後には地区内の80.4haが集積される事になっております。これによりまして、新しい新たな米政策に対応します経営体の育成あるいは地域の地域水田農業ビジョンの実現に向けた地域の取り組みが見込まれるところでございます。また本地区は生産性の高い圃場におきまして水稻作付けの他、汎用化水田での大豆等の集団転作ですとか、町の産地化を目指しておりますキュウリ・山の芋といった取り組みも考えられている地区でございます。事業完了後の効果も十分期待されるものとなっております。効率性につきましては、1.57と算定しております。このような総合評価をいたしまして、一番下に判定をいたしまして82点と付けておりまして、今後本事業につきましても地域農業を担う、担い手の育成あるいは地域農業を発展させるための安定的な経営をやる上での条件整備を図る上で重要な施策事業と考えておりますので、ランク1と判定してございまして事業の継続は妥当であると判断しております。今後、当該事業の施行にあたりましてはコスト縮減に留意しながら18年度まで主要事業を終えまして、農地の流動化や利用集積にかかる権利調整に基づく換地計画処分を19年度までに行いまして、事業を完

了する事で事業を推進して参りたいと考えております。

続きまして、再評価箇所につきましてご説明させて頂きたいと思っております。お手元の評価調書の花輪地区をご覧頂きたいと思っております。本地区につきましては2枚捲って頂きます。再評価箇所の花輪地区でございます。再評価箇所につきましてはちょっと前後いたしまして申し訳ございません。担い手育成基盤整備15箇所、かんがい1箇所、地すべり対策3箇所の19箇所となっておりますが、担い手育成基盤整備事業の15地区につきましては全て事業着手後5年経過の箇所となっております。今回説明させて頂きましますのは花輪地区と先走ってしまいました。事業規模が平均的な規模でございます。花輪地区、それと規模が大きな中仙南部地区。この2地区について代表例としてご説明させて頂きたいと思っております。お手元に花輪地区を開いて頂いていると存じますが、まず事業の箇所でございますが、2ページを捲って頂きますと地図がございますが、鹿角市花輪用野目の箇所でございます。米代川右岸に拓けた団地でございます。地区内の圃場は昭和20年～30年にかけて積寒事業によりまして一反歩区画に整備されております。先程の地区と同じく農道が狭く水路は用排兼用で素堀水路となっております。湿田が多く経営農地も分散しているという状況でございます。地域農業を支える経営体の育成確保といったものが同じく課題となっている地区でございます。調書の方にお戻り頂まして、事業の目的でございますが、大区画圃場といたしましてやはりコスト縮減のための大区画圃場を地区内の69.3ha率にいたしまして63.9%に整備する事にいたしております。また、一番下の経営体への農地の利用集積という点におきましても7.6haから47.1ha、担い手への利用集積といったものを事業の目的としているところであります。事業費の内訳、事業内容の欄でございますが事業費は再評価時、現時点で14億4,700万円で計画時点より1億8,300万円の減となっております。これにつきましては主に労務費あるいは資材費の低下による減額でございます。事業の経緯でございますが、本地区は平成11年度に採択されまして12年度より面工事に着手しておりますが、面工事完了後には順次速やかな営農を行ってございまして、平成15年度には面工事を完了しているところでございまして、平成17年度には換地処分を行いまして完了する予定となっております。現在の進捗状況は正に面工事が終了したという状況となっております。長期継続の理由でございますが、財政事情等予算上の制約によりまして相当の期間を要しているといった事で、当初計画しておりましたよりも2年の延伸となっております。上位計画につきましては先程も申し上げました通り、あきた21総合計画の目標達成のための事業でございます。事業を取り巻く環境につきましてもやはり農業の構造改革が求められている事と、新たな米政策への対応と言った情勢の変化への対応と言ったものでございます。次を捲って頂まして、前回評価でございますが今回初めてでございますので、特にこの欄については記述してございません。自己評価の欄でございますがここで必要性等々書いておりますが、本地区につきましては地区内の63.9%が大区画圃場に整備されまして機械の導入等が図られる事となっております。それと併せまして特定農業法人でございます。用野目ファームといったものが設立されてございましてここに農地の利用集積47.1ha、目標の面積が集積されている状況でございます。こういった生産法人等の営農を支えまして本地区生産法人の設立を機会といたしまして、本地区におきましては汎用水田での大豆・枝豆の集団転作を始めといたしまして、市の戦略作物でございますキュウリ・トマト等新たな作物への挑戦も行われてございまして、事業完了後の効果も十分期待出来るものとなっております。また平成16年、本年度には主要工事を終えまして17年度には完了するという予定となっております。このような観点から、事業実施箇所といたしまして優先度も高く事業を継続すべきと考えております。今後の対応につきましては、平成15年度までに面工事が完了された区域につきましては、更なる低コスト営農が実践出来るように営農指導を進めると共に、16年度には地元要望に応えるための完

了のための工事を実施いたしまして17年度には換地処分を実施し完了可能と考えておりまして、この目的に沿って進めて参りたいと思っております。

続きまして箇所調書の中仙南部地区をご覧頂きたいと思えます。本地区につきましてはまず2ページを捲って頂きますとまず箇所でございますが、施行箇所は中仙町また一部大曲市の四ツ屋をかかるところでございます、国道105号線の東部に拓けた平坦な水田地帯でございます。本地区は大正12年～昭和初期にかけて耕地整備が行われておりまして、一反歩区画に整備されておりますが同じく今までの地区と同様に農道が狭く水路が用排兼用という事で、湿田が多く経営農地も分散してその農地の利用集積また多様な担い手の育成といったものが求められている地区でございます。調書の方に戻って頂きますと事業の目的、今までの地区と同じでございますが低コストのための大区画圃場を62%やるという事にしてありますし、担い手への農地の利用集積という事で事業完了後は204haを担い手に集積するように事業を進めているところでございます。それと事業費の内訳・事業内容の点でございますが、再評価時71億1,700万となっております。計画時点より6億1,400万円の減となっております。これは先程の地区と同様に労務費あるいは資材費の低下によるものでございます。事業の経緯でございますが平成11年に採択されまして今後平成18年度には面工事の完了を図る予定でございまして、今後19年度には換地処分を行って完了する予定でございまして、現在の進捗状況といたしましては、地区内の303.6haの面工事、面積にいたしまして63%でございましてこの工事が完了している状況でございます。長期継続の理由といたしましては、やはり規模が大きいという点もございまして、財政事情等予算上の制約といった事で若干の期間を要しているという事で、当初計画より4年間の延伸となっている地区でございます。次のページをご覧頂きますと自己評価でございますが、本地区につきましては区域の面積のうち62.6%が大区画圃場に整備されまして、大型機械の導入といったものが図られ、それを契機といたしまして担い手が7戸また9つの生産組合といったものが設立されまして、農地の利用集積が計画的に行われまして事業完了後には地区内の204.3haが集積される事となっております。これによりまして、地域農業を担う経営体の確保育成また地域の地域農業水田ビジョンの実現といったものが図られる地区と考えております。また本地区につきましては、町の方で生産体制が確立して町の特産品目といたしまして、アスパラガス・ほうれん草・ソラ豆といった取り組みも新たな作物の取り組みも行われておりまして、事業完了後の効果は十分期待出来ると考えております。また本地区ではイバラトミヨオ雄物型の生息が確認されまして、この工事の中で保全対策を講じその後の保全体制を地域ぐるみで議論し、確立している地域でございます。本地区につきましては今後18年度には主要工事を終えまして19年度には完了する予定となっておりますので、事業実施箇所としての優先度が高く事業を継続すべきものと考えているところでございます。

続きまして、かんがい排水事業1地区でございますが、小友川地区のご説明をさせて頂きたいと思えます。その箇所調書をご覧頂きたいと思えますが、2ページ捲って頂きますと位置図でございますが、まさにその大曲インターが真ん中にごございますがその一帯を排水の集水域とする地区でございます。本地区につきましては手元の資料色々塗ってございまして、水路護岸の老朽化が進行いたしまして排水による流出、あるいは老朽化に伴う崩壊ですとか泥の堆積あるいは雑草の繁茂によりまして、通水の能力が低下したという事で、工事には湛水被害が発生しているという地域でございます。そういう事で通水能力の確保によりまして、受益となります水田750haの排水条件を改善いたしまして、水田の汎用化等を図るとしているところでございます。事業内容につきましては既存の排水路を改修するものでございまして、連節ブロックの設置等の更新事業を行うものでございます。事業費につきましては18億3,000万

円、計画時と同様としているところでございます。事業の経緯でございますが、平成11年度に採択されまして平成12年度から工事に着手しておりまして排水改良のために雄物川合流部の下流部から順次排水路を改修いたしまして疏下能力の回復を行っているところでございます。現在の進捗状況でございますが、水路延長2 kmにつきまして、完成して通水している状況でございます。長期継続の理由でございますが、工期が1年伸びておりますがこれはやはり予算の制約等によるものがございまして、本事業につきましても18年度には完了する事にいたしております。事業を取り巻く状況といたしましては水田の汎用化だけではなくて水と緑の条例といったものが制定されまして、それに基づきます環境配慮指針というのが策定されております。本事業につきましても農業用排水路の整備に当たっては、健全な生態系の維持確保に努めるという事が求められておりまして、そういった事で事業の方も対応しているところでございます。自己評価でございますが本排水路は通水能力が著しく低下しているという事で、湛水被害が出ている地区でございますが早急な改修が求められており、それに基づきまして水田の汎用化、新たな農業作物の生産によります産地作りといったものが期待されている地区でございます。また地区におきましては小友川排水改良促進協議会といったものも設立されておりまして、早期完了に向けた連絡調整がなされている地区でございます。18年度には完了する予定となっております。事業実施に当たりましては環境創造区域、大曲市の方で環境に配慮した区域というのを田園環境マスタープランというものに位置付けておりますが、それとの整合を図りながら魚類の生息を確保するためのブロックといったものを一定間隔で配置する等、環境整備に努めているところでございます。このような事から事業実施箇所といたしまして優先度が高く事業を継続すべきものと考えております。対応の方針でございますが、今後コスト縮減といったものに留意しながら、18年度までの改修を行えるように着実に推進して参りたいと思っております。

続きまして地すべり対策事業につきまして説明いたします。地すべり対策事業につきましては3箇所挙げさせていただいております。そのうち鉢山地区また沢内地区の2箇所につきましては平成11年度に再評価を実施していただいております。今回再々評価の対象となっております。従いまして今回新たに受けます下吹地区につきまして説明させて頂きたいと思っております。地すべり対策事業につきましてはご案内の通り農地の地すべり対策というのを農地整備課の所管で行っておりますが、県内には第三紀層と呼ばれます風化して、粘土化しやすい軟岩地帯が広く分布しておりまして特に豪雪・積雪の多い地域では融雪によります地下水の連続的な供給といったものが地すべりの誘発の要因となっているところでございます。事業の実施に当たりましては地すべり防止法に基づきまして、地すべり区域を設定しましてその区域内において対策を実施する事によりまして、その関連いたします農地・農業施設またその民家等への被害を防止いたしまして県土の保全や民生の安定を図るという事でございます。下吹地区についてでございますが、2枚程捲って頂きますと位置図がございまして、由利郡の東由利町でございまして、地域一帯は地すべりの発生しやすい地質構造となっております。融雪や降雨によりまして地下水が上昇すると地すべりが発生。発生いたしますと図面にございまして黄色で塗っております地すべり保全区域、農地とかそういうものがございましてこういう地域を保全対策を講じるために地すべり防止区域の中の工事を実施しているところでございます。それで現在の進捗状況でございますが、平成15年度末で集水井1基・水抜きボーリング3,000m等々が完成し供用しております。長期継続の理由でございますが、やはり地すべり機構といったものが複雑でございまして、その地すべり機構を解明しながら地すべり防止工事の効果判定を調査しながら実施しているというものでございまして、そのための期間を要している地区でございます。次のページをご覧頂きますと自己評価でございますが、やはり地

すべりと言ったものは一度発生いたしますと多大な被害を生じまして農地・農業施設・家屋・公共施設多大な影響を及ぼしますのでその被害を防止するという事で、本事業地区につきましても継続して実施すべきものと考えております。今後の対応につきましては、16年度水抜きボーリング、地表水の排除をもって完了する見込みでございますが、平成17年度は区域全体の観測調査を継続して事業完了をする見込みで進めて参りたいと思っております。以上で農地整備課関係の説明を終了させていただきます。宜しくご審議頂きますようお願い申し上げます。

委員長：はい、どうも有難うございました。担い手25のうち継続10件、内越と坊沢を代表して2件、それから再評価の方では花輪と中仙南部を代表して2件という事でご説明頂きました。後、かんがい地すべりの説明でございます。それでは続きまして水産漁港課さんの方からご説明をお願いいたします。

水産漁港課：それでは水産漁港課主管事業についてご説明させていただきます。水産漁港課関係の今回の箇所評価対象箇所は継続箇所評価6箇所でございます。内訳としましては地域水産物供給基盤整備事業が5箇所、広域水産物供給基盤整備事業このうちの広域漁港整備事業ですけれどこれが1箇所となっております。事業内容は全箇所とも漁港・漁場の整備でございますので、地域水産物供給基盤整備事業につきましては岩館漁港、広域水産物供給基盤整備事業につきましては樁漁港について説明させていただきます。個別の説明に入ります前に水産基盤整備事業全体の整備方針を説明させていただきます。平成13年に漁港法が漁港漁場整備法に改正されまして、水産業の健全な発展と水産物の安定供給を図るため、環境との調和に配慮し豊かで住みよい漁村の振興に資する事を目的といたしまして、平成14年度～23年度までの10ヵ年間の漁港・漁場整備長期計画を立てております。これに基づきまして漁港と漁場いわゆる魚礁の設置ですか藻場の造成、そういったものを立体的・総合的に整備していく事としております。本県漁港の整備をするにあたりましては、県内を地理的にブロック区分しまして県北・男鹿半島を中心としました中央、それと県南という事でそのブロック毎の水揚げの多い地域を中核漁港として位置付けまして優先的に整備する事としております。各漁港の整備につきましては背後地を含め人名の安全と施設財産の保全を最優先すると共に、漁港の往来と航行・停泊に支障を来さないよう、また水産物をスムーズに集出荷出来るよう緊急性を加味しコストの縮減を図りながら整備を進める事としております。尚、漁港整備につきましては、長年に亘って実施してきておりますけれども、本長期計画を持って大規模な整備は一通り完了する予定となっております。また10ヵ年の計画でございますが、この中で18年度までで一旦見直しを行いまして、後期の5ヵ年間の計画を立てる事としております。それでは地域水産物供給基盤整備事業といたしまして岩館漁港についてご説明いたします。

調書の岩館漁港という所をご覧になって頂きたいと思えます。事業期間は国の長期計画に基づきまして平成14年度～23年度までの10ヵ年で総事業費は46億円、国庫補助率は50%であります。主な事業内訳としましては捲っていただいて3枚目に計画平面図と写真がございますけれども、そこにありますように沖合の防波堤230mと近くの防波堤295m、臨港道路800m地先型増殖場1.3ha等となっております。1枚目に戻って頂きまして、事業の実際に至る背景でございますけれども、岩館漁港は県最北端に位置しております。古くから地先沿岸漁業の拠点港として利用されてきておりまして、昭和36年には第二種の漁港の指定を受け昭和44年から平成13年度までに防波堤・護岸・突堤そういった外郭施設。それから岸壁・船揚場・物揚場等の係留施設それと航路・泊地といった水域施設等の基本施設の整備と臨港道路と用地そういった機能施設を整備して来ております。今回の漁港・漁場整備長期計画というものにつつま

して、本漁港については八森漁港と並ぶ県北部の中核港として作り育てる漁業の推進と自然環境に考慮した新たな整備計画を策定いたしまして、漁港及び漁場の整備を行っております。次に事業の目的ですけれども、合理的な操業が可能となる魚礁漁場それとアワビ等の増殖場等、作り育てる漁業の推進に対応した漁港作り。また幼稚魚の保護育成の機能それとアワビ等の餌場としての機能……

……産卵場としての機能、また昨今では海水浄化の機能があるといった海藻いわゆる藻場の成育保全に適したブロックを使用する等、自然環境の保全と創造に配慮した漁港として整備するとの事で、今現在狭隘な臨港道路な訳ですので、これの整備によりまして水産物流通の効率化を図り、静穏度の確保によりまして出漁日数の増加等、安全で快適な漁業就労環境の創出等を目的としております。事業の実施内容でございますけれども全体事業費が46億4,000万のうち平成15年度までの実績が9億7,000万で進捗率としては21%であり順調に推移しております。平成16年はちなみに6億円で沖防波堤と防波堤の施工を実施中でございます。事業推進上の課題は特にございません。上位計画での位置付けにつきましてはあきた21総合計画における施策であります資源を守り活かす事業の推進の政策目標であります、事業生産基盤の整備の主要事業として位置付けられております。また、漁港・漁場整備長期計画の実施目標であります水産物供給体制の整備、漁場環境の保全、漁村の総合的な振興。これに基づいた事業として位置付けられております。関連プロジェクトといたしましては地元漁業者が白神ネイチア協会と連携いたしましてブナの植林を行う等、陸域の環境保全にも参画しております。次に事業を取り巻く情勢の変化といたしましては、平成14年にこれまで12あった県内海面漁業のうち組合数で97%を占めます9漁業が合併いたしまして、経営基盤の強化を図っているところでございます。次に事業効果把握の手法については施策目標であります漁業収入者1人当たりの漁業収入、これは漁港毎の数値が把握出来ないという事で、この漁業就労者1人当たりの漁業収入を求める際の根拠数値であります漁獲量を指標といたしまして、各漁港毎に漁獲量を設定しております。尚、目標数値の910トンこれは事業完了時点であります平成23年の目標漁獲量でございます。捲っていただいて評価でございますけれども、10の立案の拝啓及び事業目的等でご説明いたしましたが、判定といたしましては86点という事でランク1としております。今後総合的な評価といたしましては、事業の継続が妥当と考えております。

続きまして、広域水産物供給基盤整備事業広域漁港整備の樺漁港についてご説明いたします。調書の方を宜しく願います。事業期間につきましては先程の岩館と同じ国の長期計画に基づきまして平成14年度～23年までの10ヵ年で総事業費は57億円、国庫補助率は50%でございます。主な事業規模は計画平面図3枚捲って頂くとございますが、沖防波堤が200m、防波堤が340m、岸壁が250m、増殖場が5.5ha等となっております。事業の立案にいたる背景でございますけれども、樺漁港は男鹿半島の南岸、通常南外と言っておりますけれどもそこに位置してありまして、県外からのいか釣り漁船も陸揚げ港として多く利用しております、県内唯一の第三種漁港であります。付近一帯は大型定置網と日本海でも有数の好漁場として古くから沿岸漁業の拠点港として利用されてきております。本港の整備は昭和22年に着手しまして以来、平成13年まで外郭係留水域等の資本施設、それと用地等の機能施設。そういったものを整備してきております。今回の漁港・漁場整備長期計画に基づきまして本漁港におきましては地元漁船はもとより、外来船の安全で円滑な漁業生産活動が可能となるよう、新たな整備計画を策定しまして漁港と漁場の整備を推進しております。事業の目的ですけれども静穏域を利用いたしまして、ハタハタ・真鯛そういった稚魚の中間育成・放流等の栽培漁業の推進と併せて資源管理型漁業の実践基地として位置付けております。また、アワビの増殖場の整備と言った事で作り育てる漁業の推進に対応した漁港、自然環境に調和した漁港として整備しております。また、荷揚げ岸壁の改良によりまして荷揚げ作

業の効率化や静穏度の確保によって出漁日数の増加を図る等、安全で快適な漁業就労環境の創出を目的としております。事業実施内容でありますけれども、当初計画は全体事業費が56億7,500万このうち平成15年度までの実績が1億9,000万と進捗率は3.3%という事で当初計画よりも遅れておりますけれども、緊急性の観点から基本施設であります防波堤の整備と岸壁の改良を最優先しておまして行っております。ちなみに平成16年度は1億3,000万円でスゴロクブンコウの防波堤・岸壁を実施中でございます。上位計画の位置付けではあきた21総合計画における施策の主要事業として位置付けられているという事で、岩館漁港と同様でございます。また事業を取り巻く情勢の変化及び事業効果把握の手法につきましては、先程の岩館漁港と同様ですが事業完了時点である平成23年の目標漁獲量は880トンとなっております。それと捲って頂きまして自己評価ですけれども、先程の事業立案の背景及びその事業の目的といったところで説明いたしましたけれども、判定としましては75点ランク2として事業の継続は妥当だと考えております。以上が簡単ですけれども、水産漁港課関連の説明でございます。宜しくお願いします。

委員長：はい、有難うございました。代表して岩館・椿両漁港についてご説明頂きました。最後に森林整備課さんからご説明をお願いいたします。

森林整備課：それでは森林整備課所管の3件の事業についてご説明申し上げます。総括表にありますように、今回ご審議頂く事業は継続評価で集落水源山地整備事業1件と流域循環資源林整備事業1件、それから再評価の地すべり防止事業1件の計3件となっております。最初に継続評価箇所の集落水源山地整備事業、仙北郡南外村の坊田黒沢地区でございます。これについてご説明申し上げます。

坊田黒沢地区は平成14年度に新規採択されたものでございまして、この事業の対象は生活用水等を後背小流域からの流水等に依存している集落等の上流水源山地であって山地の崩壊・林層の悪化等により森林の有する公益的機能が低下している所を対象といたしまして、水資源の確保と国土の保全に資するため荒廃した森林の整備等を図るものでございます。この地域の山王台・坊田・鞆田の3集落では生活雑用水や農業用水を坊田黒沢ため池の後背山地からの流水に依存しておりますが、溪岸浸食等による土砂の流出が多くため池の貯水機能も低下してきていると共に、手入れの行き届かない森林が多くなっている事から水源涵養を目的としているところでございます。このため早期に治山事業を導入いたしまして、災害の未然防止と水源涵養機能の向上を図るため要望されていたものでございます。全体計画といたしましては治山ダムが20基、本数調整伐や枝落とし等の森林整備面積が56ha、管理車道が2,890m、事業費が5億3,500万円で計画をしているところでございます。これまでの事業の内訳といたしましては、平成15年度までに治山ダム6基、森林整備面積が32.2ha、管理車道が1,490m実施してございまして、平成16年度には治山ダム2基、森林整備面積11.1ha、管理車道440mを実施する事としてございます。次のページにございます箇所別評価基準による5つの観点からの評価点は、78点でランクは2となっております。これから更なる水源涵養機能向上のためには継続が妥当と考えてございます。尚、平成17年度以降につきましては、森林整備状況等を踏まえて流域の再調査を実施しながら、治山ダム残り12基ございますがこれの必要数の再検討等を実施しながら、事業削減を図っていきたくと考えているところでございます。

次に継続評価箇所の流域循環資源林整備事業、由利郡東由利町の蒲台線でございます。林道につきましては近隣の木材価格の下落と森林整備従事者の高齢化や減少等厳しい情勢の中で、森林の適切な整備

により森林の持つ多面的な機能の発揮や効率的な森林施行の実施による林業の持続的かつ健全な発展、更には農山村地域の振興を図るための基盤として整備しているところでございます。また最近の森林に対する社会情勢の変化として、地球温暖化防止対策が求められているところでございまして、そのための健全な森林を整備するための基盤整備が、強く求められているところでございます。蒲台線は平成14年度に新規採択された路線でございまして、この地区は豊富な杉人工林面積が122ha、蓄積で約2万4,000立方となっておりますが、周辺には低規格の林道等しかなくて適正な保育間伐等森林整備が行う事が出来ない。また、森林の持つ多面的な機能の低下が危ぶまれているところであります。そのために既存の低規格道路の整備やこれらとの有効な連絡等林道・作業道の一体的整備により機械化を踏まえた高密度の路網整備とこれと一体となった効率的な森林施行を推進するための基盤整備を、強く要望されていたところでございます。全体計画では森林管理道延長が4,920m、幅員が4m、事業費が7億7,100万で計画しております。これまでの事業内訳といたしましては、平成14年では全体計画の調査、平成15年度延長378mを実施しております。平成16年度は延長300mの計画となっております。箇所別の評価基準による評価点は87点でランク1となっております。これは管理道の整備によりまして、森林整備や木材生産のみならず地域住民への貢献も期待出来るものと考えているところでございます。

次に再評価でございますが、地すべり防止事業の鹿角市八幡平の大滝頭でございます。これについてご説明を申し上げます。大滝頭は八幡平の黒沢川上流林道長峰熊沢線沿いに位置してございまして、平成11年の5月に林道のり面や山腹斜面に亀裂等の現象が見られまして、斜面長350m、幅約170m面積が21.6haの地すべりが確認されたものでございます。これが移動した場合、林道の決壊と共に黒沢川支流の沢内川に土石流となって、一気に流下する恐れがある事から、平成11年に緊急災害関連事業10億円で実施すると共に、地すべり指定をいたしまして、平成12年から地すべり防止事業として実施するものでございます。この緊急災害関連事業を含めまして、全体計画として集水井が1基、アンカー工が1,150本、ボーリング暗渠が2,875m、全体事業費が22億円で実施しております。これまで別紙の方に図面や写真等を添付しておりますが、集水井が1基、アンカー工が1,058本、ボーリング暗渠が2,655mを実施しております。平成16年度はアンカーが14本、ボーリング暗渠工が220mを計画しているものでありますが、全体ではアンカー工が78本を減としております。また、箇所別の評価基準による評価点は91点とランク1でございます。尚、この地区では地すべりの目標安全率を1.10と設定してやっていますが、これまでの事業実施によりまして平成15年度までに安全率が1.098に達してございまして、平成16年度事業実施によりまして目標安全率をクリアする事が出来るのではないかと考えているところでございます。本年度の事業の結果を踏まえまして、全体計画期間は平成18年度までとなっておりますが、工事は今年度で終了いたしまして、来年度17年度には概成調査を実施しまして1年早く終了する予定になっております。以上で森林整備課関係の説明を終了させていただきます。宜しくご審議頂きますようお願い申し上げます。

委員長：はい、大変有難うございました。ご説明の通り担い手事業25件、かんがい地すべり等。それから水産漁港・森林整備につきましてご説明頂きました。担い手関係、かんがい地すべり関係は平成19年頃まで大体終了する見込みになっておるようでございますが、一括してご審議お願いしたいと思います。代表したご説明以外からでも一つ色々ご審議の目を向けて頂きたいと思っております。それではお願いいたします。はい、どうぞ。

佐藤(万)：継続と再評価と両方質問いたします。継続の方で事業費の配分についてなんですけれども、二本柳地区から及水地区までの平成14年度以降6年間事業のものが7地区あります。この中で赤平地区は別としまして、蟹沢・大野台・母体・及水地区というのは順調に工事が進むのじゃないかと思うんですけれども、二本柳地区と坊沢地区は事業費が平成18年度以降まだ半分残っています。ですからこの二つの地区については19年度がまた更に継続といった形で事業が延びて行くんじゃないかなという事を感じました。それから赤平地区が地元調整の見通しという説明がありましたので、この見通しについても現在どういう状況なのかという事を教えて頂きたいと思います。それから担い手の再評価の方で花輪地区から鍋倉地区までの15地区は既に面工事が完了していて、後は暗渠排水等の工事が残っているだけだけれども予算が取れずに延びているという事でした。やはり暗渠排水等がちゃんとしていないと良い作物が出来ませんし、環境配慮の面でも良くない。で再評価で計画時よりも1億から2億円も切りつめていようですので、受益者負担の増加にならない形で早期の完了をお願いしたいと思います。それから先程森林整備についてご説明頂きました、再評価の方の治山ダムでしたけれども20基予定のうち平成17年度で残りの12基は検討予定という事でしたが、8基の設置で水不足は大丈夫だろうという予想なのか、そういった点もお答え願いたいと思います。

委員長：担い手の方が4件程ですか。それから森林坊田1件のご質問ですが。どうぞご説明をお願いします。

農地整備課：農地整備課の葎井でございます。今の担い手につきましてご説明させて頂きたいと思えます。まず継続地区で二本柳それから赤平地区につきまして、18年度以降事業費があるという事で進むんですかという事ですが、圃場整備現在81地区実施しているところでございます。それで16年度、今年度8地区完了いたしまして、17年度完了が28地区と完了地区が順調に進んでいく事しております。従いまして今後早期完了した分の事業費といったものをこういった地区に重点的に配分いたしまして、事業期間の延伸がないように対応して参る事しております。それとご指摘の赤平地区につきましては、先週地元の話し合いがございまして本地区については特に意欲ある地域でございまして、米政策に対応するための新たな経営体の方向とかを議論しているという真っ最中でございまして、その方向がある程度決まったものですから、17年度に向けまして区画整理を箇所を今検討しているという状況でございます。それと再評価の箇所暗渠排水が残されてという、それで暗渠排水の必要性等もご説明を頂きまして非常に有難く思っております。先程、内越の地区でご説明させて頂きましたけれども、暗渠排水というのは非常に何といいますか当該年度県債がきかないものでございまして、非常に県あるいは自治体の財源を圧迫するものでございます。従いまして今年度工事費を3割削減いたしまして、暗渠排水の効果を変えずにコスト縮減をしてその分を事業費の拡大に振りますという事で、振り向けるという事で暗渠排水の多い要望にちょっとでも応えたいとしておりますので、結果的には農家の負担にも軽減にも繋がっておりますし、何とか受益者の方のご理解を頂きながら事業を進めている状況でございます。以上でございます。

委員長：坊田地区につきましてはいかがですか。

森林整備課：坊田黒沢地区でございますが、この事業自体が森林整備を主体にしまして、森林機能の向

上という事を目的にしておりますが、またこの箇所は特に下流の方にため池がございます、それにいわゆる溪岸浸食で土砂が流入していきだろろうという二つの目的で今、やっているところでございます。計画した基数が必要じゃないという事ではないのですが、今溪岸浸食それから森林整備そういうものをやりながら、森林整備の場合は水の量的な事もございますが、溪岸浸食の場合はその流れていく水に土砂がどの位混じっていくのか。そういうものを見極めながら全てやれる事が一番良い訳ですが、その中で差し当たり今すぐに全部やらなくても良いだろろうというものを、いわゆる土砂が混じるようなものを色々これから調査しながら、必要がなければある程度基数を減らしていきたいという事でございます。

委員長：佐藤委員よろしいでしょうか。その他いかがでございませうか。はい、石井委員どうぞ。

石井：まず、担い手育成事業の圃場整備についてなんですが、環境への配慮という所を見ますと満点のおしなべて全部5点になっています。また、だから環境とは一体何を配慮して5点になったのか。私の率直な意見としまして圃場整備をやると圃場内には木を1本も生やさないと事になっているんじゃないかと。それから排水とか水路を見ますと、真っ直ぐになっていて規格断面でやっていて、昔、河川サイドと言われる単断面で真っ直ぐにするというのは、あれは川岸なのかという悪評判をとったようなものがありますが、それと同じ様な事が排水路がそういう状況になっていると。そういう現状を見ても、環境に配慮したまあ確かにこの計画がもっと前に出ていますから、計画通りの排水路を作ったり圃場もそうだったんでしょうけれども、その現在の環境を配慮するという立場に立った時に、本当に満点の5点とって良いのだろろうか。そういう評価をなさっているのかという事が私はちょっと疑問に思いますね。計画の発足からもう工事が始まってしまったから、そういう配慮は出来ない、今になったら知識として出来るようになったけれど今は出来ないんだという事になったら、この満点数というのは私はちょっと疑問があると思います。そういう事です。

農地整備課：今、石井委員がおっしゃいました点も私達、非常に重く受け止めております。農業生産基盤の整備と申しますと、やはり生産基盤の生産性の向上を図りまして、その後の維持管理というものは土地改良区という農家が自分達の結成した組織が自分達で管理していくというものでございます。そういった所である時期は生産性の向上を目指したがために真っ直ぐであったり、コンクリート3面張りだという事もご指摘の通りかと思っておりますが、今の事業の進め方といたしましては水と緑の条例というのも県で先程、ご紹介させて頂きましたけれども、水とのふれ合いとかそういう場も創設しなければ駄目だという事も県の指針としてもございます。それでまた、その市町村が色々事業をやり出す時に自分達の地域で環境を守る地域は何処だとか、ここはやっぱりどうしても守らなければいけない地域というのを区割りしてございまして、そういう市町村のマスタープランと私達の事業の整合性といったものも、第三者の方が入って頂きました協議会で摺り合わせをしてその1地区毎ここはこういう工事をすべきではないか、こういう配慮をすべきではないかという事をやりながら、事業を進めさせていただいております。また特に先程、保全イバラトミヨ雄物型の話もさせて頂きましたけれども、これについてはどうしても保全しなければならないという事がございましたら、県単事業でその地元負担を軽減すると言った事もございまして、いろんな意味で変わりつつある、変わる努力をしているという事で私自身こういう評価をさせていただいておる次第でございませう。

高橋：関連して何かご質問・ご意見ございますでしょうか。今、石井委員の方から環境の評点についてご指摘があり、所管の方からご回答頂きましたが関連していかがでございますか。石井委員、特にこの環境評価についてこういう視点をというご提案でも何かございますか。

石井：私は大体、河川の方の立場で言っているものですから、従来河川に対する批判というのは非常に多くあったものですから、それと同じ様な事もひょっとすると排水自体も川と見ている住民も結構いると思うんですよ。いろんな場所で。そういう批判があってそれに対する工夫が数多く今、多自然型川づくりとかっていう事をやっていますので、そういう事を考えていくと色々な方策が考えられると思うんですよ。その時に今現在やっている方策がそれに比べて良い物とはとても思えないので、もう少し研究なさせてどういう方策をとったら良いか。まあ、始めたものは良いでしょうけれども、もし出来るこれから何かするとか計画の段階か何かで考えた時に、そういった事を河川が多自然型川づくりというものもありますので、そういうものを参考になさって、今だったら現在、水路とか河川とかそういったものについているような方策が行われているはずですよ。それをご参考になさって今後の、今やってしまったから今どうこう変えるというのは大変難しいと思いますが今後、ご参考にしていただければと思いますけれども。

高橋：はいどうぞ。所管の方でお願いします。

農地整備課：まさにいろんな協議会の場で私達も勉強している所でございますので、河川でやられている事例等研究いたしまして調べていきたいと思っております。

高橋：この委員会も変化に対応していかなければいけないという事での視点になっておりますので、是非一つご検討をお願いしたいと思います。その他いかがでございますか。はい、どうぞ折田委員。

折田：大きく2つ、公共事業箇所評価基準という事と、それから事業費の内訳についてご質問させていただきます。まず、評価基準の方ですけれども冒頭、会議の前に事務局の方からご説明頂きまして、非常に分かり易くて有難うございました。前回の会議の後、委員長先生がおっしゃったように私達分からないのでご質問させていただいたのですが、その後、道路建設課長の方からご説明を頂きまして道路の方に関してはよく分かりました。今日見せて頂きました圃場整備の方でございますけれども、まずこの部分に2つ程ご質問させていただきます。1つは、各観点のウェイトが違うという事は理解出来たのですが、このうちの有効性について担い手の部分の評価の重みと申しますが、これは農地の流動化促進を図る尺度と理解してよろしいのでしょうかという事です。関連しまして担い手への農地集積率というのが1つに入っているのですが、これが例えば60%というのはどういう事を意味するのか教えて頂きたいと思えます。同じく観点の必要性ですが一番上に県民ニーズがそこに受益者からの申請による事業であるというのが摘要欄に載っております。これと一番下の熟度の事業の同意状況というところとは、これはダブらないのでしょうかという懸念があります。実はその受益者の方がやって欲しいとおっしゃったものと、やる場所とは同じ場所だから同じ項目ではないのであろうかと理解しました。ところが各地区を見ますと、この数値が必ずしも一致なくて、例えば二本柳地区ではこの数値が一致しません。これはどういう事かお教え頂きたいと思えます。これが2つ目ですね。沢山あるのですが、3つ目これを最後にしま

す。事業費の内訳ですが大体、圃場整備の方も漁港の方もパッと見ますと国の方からは5割位お金をいただいているようですが、県債の方の県のお金が各事業によって違う事。例えば内越地区と言うのですかこれを計算しますと21.99%が県債で黒倉堰と言うのでしょうかここが24.28とか以下全部比率が違ってきます。この理由は何のかという事を教えて頂きたい。例えば私の考えた事はこれは規模によって違うのであろうかと理解しました。ところが今度は漁港に来ますと県債の負担率がグッと上がって参りますが、この理由もよく分かりません。沢山質問して申し訳ないですがこれを教えて頂きたいと思いますので宜しくお願いします。

高橋：はい、有難うございました。いかがでございますか、有効性・必要性・県債についてのご意見でございます。

農地整備課：公共事業の評価の基準の点でございまして、有効性の農地の利用集積と担い手の育成という話でございましたけれども、まずは有効性の場合で行きますと、担い手の育成という観点で行きますと、認定農業者がその主体だったとかあるいは個別の経営体がどの位出来たとか、生産法人がどの位出来たかと言ったところが、増えて観点になろうかと思っています。ですから、例えば担い手と申しますと認定農業者というのがあると思いますが、担い手の中には認定農業者と5ha以上の農家の方を当方では担い手と呼んでおりますが、そういう方が区内でどの位増えたのかというところです。農地の利用集積という点でいきますと、どういう担い手の方にどの位水田が集積されたのかという事でございまして、それが事業当初例えば何%のものが事業完了後その方にどの位の面積が集積されているのかといった所が担い手への農地利用率の割合と言う事になっております。それと熟度のところでございまして、この事業というのは受益者の方からの申請によるという事でございまして、基本的には90何%の同意でございまして。土地改良法上の手続きで行きますと2/3がその基準ではございまして、担い手育成基盤といえますと圃場の権利関係が動いたり、そういった所でその地区の同意がどの位あるのかと言ったところが、地区の同意状況という観点で見ているところでございまして。それと県債の額が違うのではないのかという事がございました。この中で事業費の内訳としまして通常、国費がここにございまして担い手で行きますと半分になっております。県費が30%でございまして。それでここからちょっとややこしくなるんですけども通常、起債が効く部分と起債が効かない部分というのがございまして。部分というのは工種でございまして。例えば圃場整備をやります時に区画を大きくいたします工事がございまして、それについては県が借金しても良いと。県債を起こしてやるという事で直接的な財源は県債にある訳でございまして。それで他の県債が効かない、例えば暗渠排水みたいなものは一般財源でやる訳でございましてけれども、そういった所は県債に入らないという事でございまして、同じ圃場整備でも例えば区画整理100やりまして、そのうち暗渠排水が50やる所もあれば20やる所もある。それによって県債と一般財源の割合が違います。更にその暗渠排水は一様にやるという事ではなくて、土質ですね。例えば砂利層の所であればやりませんし、粘質土みたいな所はやるという事で地区毎に差が出て参りますので、率が微妙にそれをトータルすると違うという状況になろうかと思っております。それと熟度の所で二本柳地区が異なるのではないのかという事がございましたが、その同意状況がここでは3点をつけております。それは区内、基本的には全員の同意としておりますけれども、何名かの方が換地計画をやる上でもうちょっと私は道路際とかそういった方がいらっしゃいますので、そういう方の調整がいるという事で、若干の差が出ているとご理解頂きたいと思っております。

水産漁港課：次に漁港関係ですけれども、漁港この事業につきましては国が50%県、が40～45%、市町村が5～10%というように例えば防波堤・護岸そういった外郭施設につきましては県の負担が45%、市町村が5%となります。また、岸壁ですとか船揚場・物揚場そういった係留施設につきましては、県の負担が40%で市町村が10%になると。そういった行使によって県の負担率が異なるという事で、それに関係して県債の方はその90%という事になりますので、トータル事業費の1/2が国というのは分かりませんが、県の方の今言いました負担率の関係で微妙に異なっているという事でございます。

委員長：有難うございました。折田委員いかがですか。今の集積率のあたりよろしいでしょうか。

折田：さっきの評価基準の項目のダブリという心配は無い訳ですね。事業の同意状況という項目と一番上の県民のニーズは同じ質問ではないんですね。

農地整備課：県民のニーズというのはまさに農業生産基盤がそこで求められているのかという大きな所がございまして、その地域の方もあろうかと思えますけれども、農村と言いましても農家だけではなくていろいろな方がおりますので、そういった地域の地域ぐるみでそこをやりたいのかどうかと言った所と、事業の同意となりますとその事業の一定地区の中でどうやって舞台の農地を動かしてどういう土地利用を正常化してどういうのをやっていくのかと言った点で、観点がちょっと異なると思っておりますので、ここは重なる物ではないと認識しております。

委員長：有難うございます。小西委員、先程手を挙げられたようですがどうぞ。

小西：恐れ入ります。森林整備課ご担当の地すべり防止事業の大滝頭の件で一つご質問させていただきます。事業内容に関しまして調査・解析の結果からアンカー工を減としたと記載されていますが、アンカー工はコスト削減を目的にグラウンドアンカー工とか取られる事もあるそうですが、コスト削減でそういう結果になったのか、それとも地質の問題とかでアンカー工を減とした事になったのかという事で、その根拠をお知らせ願えればと思います。以上でございます。

委員長：どうぞ、お願いいたします。

森林整備課：この地区は、集水井もやっておりますが抑制工といわゆるアンカーは抑止といいますが、そういう形でやっている訳でございますが、集水井で一応抑制として水を抜きまして、それである程度その安全性がどの位になるのかという計算をする訳でございます。そういう形でやりますと、当初計画でのアンカー何本という形で計画してございますが、その水の水位がどの位下がるかによってアンカーの本数も変わってくるという事でございますので、そういう形で減ったという事になります。

委員長：小西委員よろしいですか。松富委員どうぞ。

松富：2つございまして、1つは教えて欲しいという事と、1つは注文と言いますかお願いでございま

す。1つは、評価基準の件なんですけどこれは各工事と言いますか漁港なら漁港その他、圃場整備なら圃場整備で基準が色々変わっておりますけれども、これはこれでよろしいかと思うんですが、例えば漁港なら漁港の中で差別化を行うと言いますか、そういった事はそれで良いと思うんですね。今の段階だったらそういう工事別に予算の分類というか重点配備というか、そういう事はあまり考えていないのかも知れませんが、将来的には漁港に使うよりも他に使った方がいいというかまたその逆もあるかも知れません。そうしますと今のこの評価基準ですとある1種類の中での序列化は出来ますけれども、他とのがあまり出来ないと思うんですね、もしやるとするならば、この総合点でやるのか、いわゆるあるものは86点あるものは92点と総合点がありますが、それで将来やっていこうとしているのかというそのあたりの考え方が1つでございます。もう1つは注文と言いますか、資料をしっかりと下さいという事なんです。というのは、例えば道川漁港を例に挙げますと、評価が1枚目の裏は85点となっておりますが次の方は90点となっております。その他今度、工事ずっと捲って行きますと何枚目になりますかね、3枚目の裏これグリーンの所がありますが、これの凡例によりまして17年度以降に工事をするととなっております。ところがその同じ場所、次のページで行きますとそれは16年度にやるととなっております。資料をしっかりと欲しいと。これは道川漁港ばかりじゃなくて樁漁港でもやはり75、もう一方は80%となっておりますので、その他にもまだ色々見あたりまして、しっかりと資料を作りたいというお願いでございます。以上でございます。

委員長：ご担当の方で何かご説明がございますか。

松富：これはどういう単なる足し算ですか。どういう誤差ですか。

水産漁港課：まず道川漁港の図面の方と写真と言いますかその違いでございますが、ちょっとこちらの方の手違いで18年以降の緑色の所は18年度以降の間違いでございますので直しておきたいと思っております。それと評価の点数の違いですが、これにつきましては……

部長：私からお答えしたいと思います。確かにご指摘の通り漁港なら漁港で見えていきますと、予算の柔軟的な配分と言いますかそういう事が出来ないのではないかという感じもございまして、私共公共事業を実施する場合、平成16年度から各部局に予算を割り当てて頂きまして、それを持って公共事業をどれ位やるかというそういう事を考えております。従いまして私共、農林水産部としましては土地改良事業も公共事業でございます。それから治山林道・漁港整備と大きく分けまして3つの公共事業を所管しているという事でございます。従いまして私共、総合的な判断といたしまして今年には漁港よりも例えば治山の方が重要だとすると、予算配分はそういう形で漁港の点数は高いものの緊急性でありますとか必要性を考えて予算の配分を考えていかなければならないと思っております。従いまして漁港というジャンルでは、非常に点数も高いという事でありましてそれ以上、公共事業全体を見た場合そういう考え方で公共事業の予算を柔軟に配分していかなければならないと思っております。ですから必ずこの事業はこうだからこの事業を確保するという事ではないのかなと、こういうような考え方の基に公共事業の予算を組んでいかなければならないと考えております。

松富：そのあたりが何と言いますか、対蹠的と言いますか高い所から立ったような見方を、またそれ

に対する基準作りといいますが、そういったものは考えておられるのでしょうか。

部長：これにつきましては、この場合はこうという明確な機械的にこうなったからこうだと言う事は少し難しいと思っておりますが、ただ色々な社会情勢でありますとか、災害関連があるとかそのための事業が必要だと、そういうようなまあこれは極めてどういう判断かと言われると、今これで想定している部分でこうだと言う事はなかなかお答えにくい訳でありますけれども、確かに一つの基準というものは我々考えなければならぬと思っておりますが、今こういう事だというのは少しちょっと難しいのかなと思っておりますが、ただそういうこれからの予算、公共事業というのは増やす事が悪いような事みたいな形になっている社会情勢もあります。従いまして私共もそういう事を踏まえながら、限られた予算を減少する中でどれに重点的に配分していくのかなという事は相当な覚悟で臨んで行かなければならぬと認識しております。

高橋：有難うございました。石井委員何か。

石井：ちょっと教えて頂きたいのですが、漁港の話なんですけどこういう漁港を整備するというんですが、漁業が対象だろうと思うんですがその担い手はどういう見通しというか、どうなっているんですかね。よく農業の方では担い手、農業の行う生産人口が減っていくという事を聞いていますが、漁業の方はどうなんでしょうか。今の県の現状としてどういう傾向にあるとか、高齢化とかあるいは減少しているとか何かそういう情報がありましたら、ちょっと教えて頂きたいのですが。

高橋：はい、どうぞお願いします。

水産漁港課：施策目標の数値の中に就業者1人当たりの漁獲金額というものを入っておりますが、この時に漁業就業者、いわゆる漁業に従事している方の人数がどれだけ変化していくかという事で、これも21計画の中で推移をみております。今現在、各港を30年位前に比べますと就業者数で半分位になっております。そして年齢構成も高くなってきておまして、60歳以上の占める割合というのも大きくなっておりますし、新規参入が限られてきているという状況になります。そういった事でこのままでは歯止めがかからないと言う事で、新規参入を働きかけるために新規学卒者に対しまして就業の場をといたしますか、例えば組合員にしてもらえるようにするとか、あるいは漁業許可を与えるような形で誘導するとか、そういった事で歯止めをかけるべく就業者の確保に努めているといった所です。しかし、先程も言いましたように、高齢化・地域就業者の加入が少ないといった現状にあるのが実情でございます。

石井：どうも有難うございます。それからもう1つ、かなり前もう何十年以上も前でしょうけれども、やはり1町村とかに1つ漁港を作るというのはちょっと多すぎるんじゃないか、それを統合するというような話も昔、ずっと前に聞いた事があるんですが、今はそういう話は特別ないんですか。今の現状のこれを見ますと殆ど現在のあるものをそのまま維持するという形でいっているように見えるのですが、統合するというような話はないんでしょうか。今の事も含めまして、就業者人口が減るというような事も含めましてですね。

委員長：いかがですか、どうぞはい。お願いします。

水産漁港課：今現在、県内に海面漁港が21ございます。そのうち10、ほぼ半分ですけれども県管理の漁港と言う事で、このうち今日の箇所別にもありましたように大きな漁港が8つ程ございますけれども、そういった中で市町村運営の小さいものも含めて統合するというのは、なかなか漁船の動きとかいう事も含めてなかなか他の所に船を移すというのは実際出来かねるという事で、今現在の21ある漁港を維持していこうという事で考えてはおります。

石井：どうも有難うございます。

高橋：よろしいでしょうか、農林...

竹村：あの、すみません。最後に一言色々ご質問でお答えしたい部分があるので、ほんの2～3分で結構でございます。色々ご意見をいただいておりますけれども最初のいわゆる事業費がですね十何年度具体的な事業費と18年度以降増えるのではないかと言う事で、事業実施が本当に出来るのかというご心配の質問があった訳でありますけれども、私共今、担い手の圃場整備事業というのは81地区手掛けております。今後、順次終了地区を増やして行きましてその終了地区の予算を継続地区にまわすと申しますか、そういう事の工夫を凝らしまして18年度の事業費が多くてこの完了期間に出来るのかというご心配だと思っておりますが、私共はそういう面ではそういう配慮をして出来るだけ期間内の整備完了を図っていきたくと考えております。

それからもう1点、環境の問題を本当に考えているのかというご指摘がございました。私共これも極めて妥当なご指摘だなと思っておりますが、ただ1つ圃場整備事業につきましては農家負担というのがございます。単なる事業費を上げるとそれに伴った農家の負担というのもございます。そういう農家の負担という面と維持管理、完成した後の維持管理費の面もこれもまた考えていかなければならないのかなと。そういう面を考えながら環境の面をもっともっと我々考えて行かなければならないと思っております。それから圃場整備について担い手の集積の話があった訳でありますけれども、私共これから我が国農業の展開という事であれば、秋田県においても大規模な農家を視点にあててやっていかなければ、担い手がどうしても不足するだろうという事で、この土地改良事業をやる事によって一つの契機として農地の集積でありますとか、そういう事をやっていくという大きな要素が土地改良ばかりではなくて、担い手の育成確保という面からやっていかなければならないと思っております。従いまして先程ご質問があった60何%がどういう数字かという、私、これは個人的ですがなかなか高い数字だなという評価をしております。出来るだけこれから国の農業の基本計画の中間発表もあった訳でありますけれども、そういう大規模な農家に視点をあてて国際競争力を付けようではないかというのが基本線であるという事から、そういう意味では集積率を高めていかなければならないと思っております。その一つの契機としてこの圃場整備が浮かんでくるのかなと思っております。もちろん集積は他の施策もございますけれども、今、公共事業でいけばそういう側面もあるという事でございます。それから同意率につきましては私共、新規採択をしていく場合にやはり極めて重要なものでありますので、勿論出来るだけ100%の同意という事でやっていかなければならない。ただ、今、課長から説明があったようにその後の換地の処分とか何かで色々な若干のトラブルは必ずある訳でありますけれども、それは本事業には影響を及ぼさ

ないという観点で行っているという事でありませう。

それからもう一つ起債の話であります、これは漁港は県費分に対して充当率なんぼの借金をしても良いですよというこれはハッキリしている訳でございます。ただ、圃場整備の事業の場合は若干、制度的におかしい訳ですから、細かい話になりますけれども面的な整備はこれは国庫補助金の残を県費持ち出し分についての起債を充当しても良いという制度になっている訳ですが、暗渠排水、いわゆる我々面的な整備じゃなくて場所によってはどうしても排水障害、特に大豆をやる場合には排水の障害というのは非常にネックになる訳です。従いましてそういう意味では暗渠排水をきちんとやって農地の汎用化という事をやっていかなければならないなと。ですが今、制度上基本的には暗渠排水は借金をして作っても良いですよという制度にはなっておりません。従いまして暗渠排水を整備するには、国の補助金と県の一般財源と後は地元負担と。これは現生でお金を用意しないと事業が実施出来ない。これは非常に厳しい訳ですね。ですから非常に予算が厳しくなればなる程、暗渠排水の整備事業というのが制約を受けるという事で私共、国の方に暗渠排水事業もやはり農地の整備という面から、起債と言いますか地方債の対象にして頂きたいという事を、強く要望いたしているところでございます。それから後は、先程もお答えにならなかったかも知れませんが評価基準、いわゆるジャンル別のあれをどう考えていくかという事は、非常に厳しい予算の中で我々の課題かなという事もありますので、考えて行かなければならないという事でございます。以上でございます。

高橋：有難うございました。最後に竹村部長さんからまとめて頂きましたが、前半の時間がやや予定を上回っておりますが、こちら辺で...じゃあ1つお願いします。

羽田：只今の説明良く分かりましたので有難うございました。1つ私がお尋ねしたかったのは、お話しにありました担い手整備基盤育成事業ですね。これは5つの基準でもって評価されておりますが、たとえば例としまして、ご説明がありました坊沢地区の2枚目を見ますと上から3番目の有効性という所で、沢山話題に出ました担い手育成の状況とか、担い手の農地集積率といった所が非常に重要じゃないかと思うんですが、全体としましてこの評価点数が1という評価点数が結構多いのではないかと思っております。ですから、全体としましてこの担い手の農地集積率を上げたり、あるいは育成状況を上げていくという事が多分この整備事業の今後なのじゃないかと思うのですが、現在の時点で1という評価が、例えば10全体として事業がありますけれども、そのうち7か8くらいが1という評価になっていると。その辺は一体どういう事なのか。もう少しこの評価をあげられるような工夫を凝らしていただければ非常に有難いと思うんですが。全体として見ますと全部80点とか90点とかという評価になっておりますがこの事業全体はやって頂きたいと思っておりますのでその点、ちょっとご説明を。

高橋：どうぞお願いします。

農地整備課：有効性の所で、担い手の育成あるいは農地の利用集積が1点の所が多いというご指摘でございました。私達もこういう所が一番の効果でございまして、今回評価いたします際も成果目標として集積の割合をあえて上げたという所も通常、圃場整備でいきますとある程度投資すれば整備率は上がる訳でございますけれども、それだけではやはり真の目的が達成し得ないという事で、今後この担い手の育成の事業集積につきましては、別のソフト事業、集積事業、担い手育成基盤整備とセットで行う事に

なっておりまして、関係の土地改良区、県、市町村またＪＡ農業委員会とその集積を今、進めている所でございまして、継続中の所で行きますとまだ面整備やっていないと農家の方が本腰に行かないという事もあるんですが、その辺を私達は十分こういう評価を重く受け止めて事業完了までには、しっかりと集積あるいは形態を育成して参りたいと思っております。

委員長：よろしいでしょうか。それでは次回に重点審議する事業に入りたいと思いますが、特にございましてでしょうか。今までのご意見からいたしますと、ほぼ妥当と言う事にまとまるかと思いますが、よろしいでしょうか。それでは前半の農林水産部の事業につきましては、県の対応を妥当という事で前半を終わりたいと思います。ここで10分程休憩をいらせて頂きたいと思います。23分頃から後半を始めますので宜しくお願いいたします。

委員長：皆様、資料の方はお揃いでしょうか。揃ってますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは後半の方を始めさせて頂きたいと思います。早速ですが建設交通部所管29件につきまして、最初に都市計画課さんからお願いいたします。

都市計画課：建設交通部参事兼都市計画課長の本田でございます。私の方からは外部事業3件の継続箇所評価についてご説明申し上げます。まず、先程ご指摘があったばかりで誠に恐縮ではございますが、何点か図面の方で間違いがございましたので、訂正をさせていただければと存じます。まず1点でございますが、資料で行きますと一番上の千秋広面線の5ページ程捲って頂きますと、概要というページがございます。千秋広面線の540mと書いてありまして、事業期間等々を書いてあるところでございますが、この中の総事業費40億と書いてありますが、これは資料の36億が正しい数値でございますのでお詫びして訂正させて頂きます。加えまして次の次の横町線でございますが、また同じく一番最後近くの概要の図面の中でございますがこれは完全な転記ミスでございまして、事業期間が平成11～17となっておりますが、これは14～18が正しいですし総事業費につきましては14億というのが正しい数値でございますので訂正させて頂きます。これにつきましては横町線が継続事業であるという事で、この西側事業をやっておりましてその事業と合わせた事業費と混乱を起こしたということでございます。今後、このような事が無いように努力させて頂きますので、お許しを願いたいと存じます。重ね重ね誠に申し訳ございませんでした。

では早速、内容についてご説明させて頂きます。まずは千秋広面線でございますけども、千秋広面線につきましては箇所につきましては4枚程捲っていただいた所に位置図を付けてございます。秋田駅の北側の東側からＪＲを高架で越え西側の千秋公園に至る、現在3車で運用しております区間540mでございます。事業内容につきましては、先程見て頂きました次のページの通りでございまして、現在、片側舗道3車線で運用しております道路自体を4車線、両側舗道に拡幅整備しようというものでございます。事業期間につきましては、平成8年～19年を考えてございます。総事業費については36億円と言う事でございます。評価調書に戻って頂きまして、事業概要は先程ご説明させていただいた通りでございます。事業の立案にかかる背景につきましては、本路線の位置付けが中心市街地を東西に連絡する主要幹線道路であるが、慢性的な渋滞が発生しているということでございまして、これを交通交雑を緩和すると共に市町村合併支援並びに第三次救急医療施設へのアクセス化等を図ろうと言う事でございます。これにつきましては上位計画におきましては、あきた21総合計画における施策に位置付けられると共に、

先般作成されました秋田都市計画区域マスタープランにおいて概ね10年以内に整備を予定する路線という事で明確に位置付けられておるといふ所でございます。これらの事を踏まえまして次ページでございますが、所管課といたしましての自己評価でございます。このトンネル交差点自体が我々の施策で申し上げますと渋滞ポイント、渋滞する地点というのを洗い出したデータベースの中の主要渋滞ポイントとなっております、またあきた21総合計画にも位置付けがあるという事、また第二次緊急輸送道路の指定路線であることに加え、第三次緊急救急医療施設へのアクセス道路としての活用を見込まれる、またピーバイシーについても高く交通量も大きいという事でございます。また、熟度につきましては少しここについては説明させていただきますけれども、2ページを捲って頂きまして、熟度のところにつきましては、私共の評価基準といたしましては都市計画事業認可に対する事業の進捗状況と言う事で整理してございます。先程の所に事業の進捗率が49%に留まっておりながら、今回8点付けさせて頂いておりますが、これは事業自体の進捗率ではなくして都市計画事業と申しますものにつきましては、都市計画事業認可を行う際にその事業を今後どういうスケジュール・スタミナで進めていくかという事業費の年度割りというものを示してありまして、その事業計画との返りがどれ位あるかという事で私共、整理した所でございます。即ち今回、実際の事業進捗率は49%でございますが本来の予定しておりました事業の進捗率が58%であるということから58と49%の比でございますので、80%以上ということで8点今回計上しているということでございます。これらの評価基準に基づき整理した結果81点という事でございます、ランクといたしましては一致優先度はかなり高いと、私共所管課としては判断しております。判定としてはランク1でございますし、定性的には主要渋滞ポイントの混雑緩和に資する他、緊急救急医療施設へのアクセス道路、主要町村合併道路にも位置付けられており、必要性・有効性が高いところから引き続き実施すべき事業であるという認識をしてございます。今後、難航しております用地取得問題の早期解決を図り、着実に事業を推進する事としてありまして、用地取得につきましては、現在収用手続きに向け実際事業手続きを進めているという現状でございます。私からの説明は以上でございます。宜しくご審議の程お願いいたします。

委員長：よろしいでしょうか。それでは下水道課さんからお願いいたします。

下水道課：下水道課でございます。下水道課については2箇所継続事業という事になっておりますが、流域下水道事業の臨海処理区について代表して説明させていただきます。流域下水道という事でございますが、これはどういう事業かといいますと、都道府県が終末処理場と幹線管渠を整備しまして、市町村がそれぞれの都市内の環境を整備します公共下水道がある訳ですが、それと一体となって機能するものがございます、いわば都道府県と市町村の共同事業であるという事です。両者を一体として整備することが必要な事業という事でございます。今回、臨海処理区についてご説明させていただきますが、事業の概要でございます。昭和54年に着手いたしまして、事業計画が平成27年まで41年間掲げてございます。昭和57年に供用開始してございまして現在の所進捗状況が62%でございます。総事業費が1,391億円、国庫補助率が管渠については1/2、概ね処理上については2/3とご理解いただければよろしいかと思います。事業規模でございますが、終末処理場が日当たり30万m³と言う事でございますが、現在の所12万m³の処理能力がございます。ポンプ場が29箇所の予定でございますが、現在28箇所出来てございます。それから幹線管渠でございますが、2条管と言いますか複線化を含めまして179kmの計画をしてございますが、現在147km82%の進捗を上げてございます。事業の立案に至ります背景でございますが、河川だと

か湖沼等の公共水域の水質が社会問題となってきたのが40年代の初めでございまして、昭和45年ですが国の方で公害対策機構法を規定した訳でございまして、秋田県でも昭和47年に水質基準を定めて48年から50年にかけて、水質汚濁が懸念されます水域・海域として秋田湾・雄物川・米代川・子吉川この3流域について、流域下水道整備総合計画を策定しまして水質の保全を図ることにした訳でございます。ですから、事業の目的というのはここに書いてあるように、生活環境の向上を図りまして、公共用水域の資質を保全すると言った事業でございます。事業の内訳についてはここに書いてある通りでございまして、先程お話ししました通り15年度末で62%の進捗になっているということでございまして。それと上位計画での位置付けでございましたが、あきた21総合計画で下水道等と書いてございまして、下水道等と言うのは国交省であります下水道と農水産省でやります農業集落排水施設、それから環境庁でやります合併浄化槽をひっくるめまして下水道等と呼んでいる訳でございまして、これの平成22年度の整備目標が80%に掲げてございまして。この内訳については下水道が58%、集落排水が15%、浄化槽が7%となっております。下水道を取り巻く情勢の変化という事でございまして、下水道というのは都市部だけでなく農山村漁村部でもナショナルミニマムとしての必要な施設になっているという事でございまして。それから自己評価について、次のページに書いてございまして、必要性については、先程お話しした通り流域下水道というのは2以上の市町村の区域の下水道を含めて処理するという事で、今回2市12町1村、15市町村が対象となっております。ちょっと3枚位捲って欲しいのですが、その概要図が載っております。ちょうど秋田臨海処理センターというのがございまして、ここに全部集まってくる訳でございまして、北の方に行きますと男鹿・若美・出戸で別れまして、八郎潟の湖東部に行きますと、八竜まで。南については雄和・河辺、こういった下水をこの臨海処理センターに集めているということでございまして、2市12町1村から流れます公共下水道の処理をしているという事でございまして。先程お話ししました通り、処理上と幹線環境については県が設置するという事で、非常に必要性が高いという訳でございまして。それから緊急性についてでございまして、先程からお話ししている通り、市町村の面整備進捗と関連して整備を促進する必要がある訳でございまして。それと先程お話しした通り、21総合計画の中に80%、22年度末で80%という整備目標掲げてございまして。計画的に整備する必要があるかと思っております。それから有効性についてでございまして、汚染が速やかに排除されまして生活環境が向上して、公共用水域の水質保全に資するために有効性が高いと言う事でございまして。以上を判定いたしますと2枚目を捲って頂きますと事項評価の内訳が書いてございまして、80点という得点でございまして、私共としてランク1に掲げてございまして。流域関連公共下水道と関連している事業で特に緊急性が高いという事、それから複数の市町村を効率的に整備する下水処理という事ですので引き続き実施すべきであるという事でございまして。尚、今後については各施設の増設が必要である訳ですが、コスト縮減に努めながら整備促進を図っていくつもりでございまして。以上が流域下水道の評価書の説明でございまして。宜しくご審議の程をお願いします。

委員長：はい、有難うございました。それでは続きまして道路建設課さんからお願いいたします。

道路建設課：道路建設課所管の16件、継続について15件、再評価について1件、これの事業の説明をしたいと思っております。個別の事業についてご説明申し上げる前に、道路に関する諸々の色々な事業のメニューがございまして、まずそちらの方を簡潔にご説明申し上げたいと思っております。皆様、お手元の次第を綴っている資料の一番最後のページを見て頂きたいと思っております。ありますでしょうか。道路を整備する

際の基本的な考え方をまず3つ程述べさせていただいております。我々、道路を整備する際にこういう事を目的にまた念頭において整備しているという事でございまして、まず一つとしては空港とか港湾とかまたは高速道路のインターチェンジ、これらの交通拠点または交通の結節点あるいは救急医療の施設とか観光拠点、これらのアクセスを向上させるためにまず整備する必要があるのではないかと。更に2点目としては中心都市間の連結を強化しよう、またはこれと同等の意味がございまして現在県で進めております市町村合併、これを支援するための道路整備、これが必要ではないか。3つ目としてはやはり日常生活において安全で安心の出来る生活環境の提供、これが我々の使命ではないか。特に冬期間における道路環境を整備する必要があるのではないかと。これらの視点で道路を整備してございます。これらの目的を達成するために色々な道路整備のメニューを駆使しまして、目的を達成するように努力しております。その色々な事業について簡潔にご説明申し上げますと、まず1つは国道の改築事業でございます。これは広域の交流を促進するために、国道の狭隘なまたは渋滞している箇所を、または事故の沢山起きている場所こういう交通障害を解決するために整備するものでございます。比較的大規模な事業になります。今回、色々なメニューが箇所として上がっておりますが、我々の所では国道341号の鎧畑についてこれが漏れておりますのでちょっと記載していただければと思います。この箇所について説明申し上げたいと思います。また、地方道改築事業でございます。これは国道に準じて広域交通の基盤となる県道の交通障害の箇所を整備しようと言うものでございます。それから国道特殊改良一種事業でございます。これは簡単に申し上げれば国道の改築のミニ版でございます。ミニバイパスを造るための事業でございます。局部的な改築になります。今日は、国道107号線の本荘ICについてご説明申し上げたいと思います。それから地方道交付金事業でございます。これは日常生活における地域の課題に緊急に対応するために、導入する事業でございます。生活の環境を改善するという目的を持ってあります。それからこれは県単道路改築事業でございます。これは国道とか県道の小規模な改築事業を目的に導入する事業でございます。更には生活圈30分形成道路整備事業。これは一次生活圈と二次生活圈を30分で結べるようにと。その圏域を出来るだけ拡大する意味で導入する事業でございます。それからふるさとづくり推進事業でございます。これは観光拠点とか、地域振興の施設へのアクセスのための道路事業でございます。それから高速交通関連道路整備事業です。この事業は高速道路の効果を最大限に発現出来るようにとということで、ICへのアクセス道路を整備する事業でございます。更に地方特定道路整備事業がございます。これは補助事業等と効果的に組み合わせまして、地域の課題に対応出来るように生活の環境を改善するための事業でございます。それから圃場整備関連事業でございます。一度圃場整備が完成してしましますと、その地域に道路を導入するという事はなかなか至難でございますので、圃場整備と相俟って同時進行的に事業を促進して行こうという道路事業でございます。それからこれは秋田空港へのアクセスを強化するための道路事業で、高速道路からと秋田空港、これを直結するための道路事業これを創設しております。最後になります、国体関連生活道路整備事業でございます。これは国道の狭隘な区間で尚かつ国体関連としてその選手の輸送とか物資の輸送とか、そういうものに資する道路について大会を円滑に進めるために、整備しようという事業でございます。先程申し上げましたように、事業の中で1箇所しかないものについてはその箇所を、数力所あるものについては先程申し上げました箇所について個別にご説明申し上げたいと思っております。個別の事業の説明に入らせて頂きたいと思っております。

まず一番最初に個別の事業のインデックスで、再評価の直ぐしたにある341号鎧畑についてご説明申し上げたいと思っております。お聞き頂きましたでしょうか。この箇所につきましては場所は田沢湖町の鎧畑

でございます。事業期間は平成2年～18年まで17年間を見ております。総事業費は93億でございます。延長的には3.8km、幅員としては6.5の12、つまり車道幅員が6m50で全幅で12mの幅員を計画してございます。当該区間は十和田八幡平の国立公園内にごさいます、また奥には玉川温泉を控えてございます。観光の拠点でございまして、旧道につきましては非常に道路の狭い現道でございました。2階建ての観光バスが通過出来ないトンネルも数カ所ございました。これらを解消して交通の円滑な状態にしようという事で導入した事業でございます。この箇所につきましては、現在平成16年度の末の予定ですが、74%程供用予定でございます。ほぼ1,000m程残して後は供用している状態です。この事業を取り巻く環境が少し変わってきております。というのは平成11年から試験除雪なるものをやっております。これは冬期観光という面と玉川温泉への通年の交通を確保するという意味から色々と施策を練っております。現在はパークエンドバスライドと言う事である1箇所に車を止めまして、そこから玉川温泉まで冬期間にはバスで運行していくという様な、色々な施策を実施しております。こういうニーズに即した形があるものですから、この箇所につきましてはやはりそれに資するためにその一助として、この国道改築事業が必要なのではないかなと思っております。18年には予定通り出来る予定にしております。用地は殆ど完成しております。

次に国道の特殊改良一種事業です。インデックスをご覧頂きたいと思いますが、継続の方の評価で107号、本荘ICのインデックスが貼ってあると思っております。これは箇所としては本荘市の二十六木でございます。平成14年～19年までの6カ年の事業期間を予定しております。総事業費は10億円程でございます。延長は200mです幅員は14.5mを考えてございます。この事業は、日本岩沿岸東北自動車道の本荘ICと国道107、これは本荘市街地とこの高速道路を結ぶ道路でございますけれども、これのアクセス道路として整備しようと言うものでございます。日本海沿岸東北自動車道が平成19年まで完成いたしますので、このアクセスもそれに合わせて事業関連として整備を進めているところでございます。用地買収については、平成17年で完成する予定でございますので、工事は順調に進むものと考えております。また、当該箇所は災害とか救急医療こういうものに資する道路でございますので、なくてはならない道路と考えております。

次に地方道改築事業の中岱橋、インデックスの中岱橋をご覧頂きたいと思っております。これは鷹巣川井堂川線という主要地方道の道路の延長上に位置する工区でございまして、場所は鷹巣町の中岱でございます。事業期間は平成14年～21年まで8年間を想定してございます。事業費は50億でございます。延長は900mでございますが、約その半分が橋梁で占められております。幅員は13mを考えております。この工区につきましては現道が非常に狭隘、現道の幅員が4mと非常に狭隘でして、また混雑度も非常に高い状態にあります。またこの道路は日沿道の秋田北空港ICへのアクセス道路にもなっておりますし、また市町村合併の支援のための道路にもなっております。こういう事からこれらの問題箇所を解決するために、事業を導入したものでございます。用地につきましても殆ど90%終わっておりますし、工事も順調に進んでおります。出来れば国体までにという地元の希望もございしますが、ただ橋がメインでお金があれば工事が出来るという物でもございませんで、やはり21年までには仕方がないのかなと思っております。

次に、交付金事業でございます。鵜ノ崎橋をご覧頂きたいと思っております。路線名が一般地方道の日三市角館線でございます。この箇所は角館町鵜ノ崎でございまして、鵜ノ崎橋の左岸・右岸これを橋を含めまして取付道路を含めて事業を実施するものでございます。施工期間が平成14年～19年までの6年間を想定してございます。事業費が15億程でございます。延長が1,480m、幅員につきましては2つ別れて

おります。鷓ノ崎橋を含めまして角館の町から国道の46号、地域高規格道路で現在施工しております所まで、これが一期工区としまして13.5m。それから46号から日三市の方までこれが8.5mの幅員になっております。現在、施工を進めておる所が13.5mの幅員で実施しているところでございます。角館は現在、地域高規格道路の国道46号で一部事業が実施しておりまして、この事業が平成19年の国体までに一部完成させようと言う事で国の方で鋭意努力していただいております。これに関連して合わせまして我々の県道の方も一部供用したいという事で事業を進めている所でございます。また、この区間は通学路指定にもなっておりまして、現道は歩道がございません。非常に学童が危険な状態で通学している状態ですので、それらを解消する意味も含めて事業を進めている所でございます。

次に生活圏30分形成道路整備事業田根森です。インデックスの方を見て頂きたいと思っております。路線名は主要地方道の横手大森大内線でございます。箇所は大雄村の田根森でございます。事業期間が平成8年～平成17年までの10年間を考えております。事業の規模は25億円を想定しております。延長は2,700mでございます。幅員は車道幅員が6mで全幅で15.5mを考えてございます。この箇所は通学路、またバス路線になっておりますけれども、非常に幅員が狭い地域でございまして事故も度々起きているところでございます。また、この道路は第二次の緊急輸送道路にもなっておりますので、そういう意味合いからして早期にビルドアップする必要があるのかなと思っております。現在、全延長の2,700mのうち約2km分パーセントにして71%ですけれども、これが一部供用されております。引き続き事業を推進していく必要があると思っております。

その次です。ふるさとづくり推進事業、五才沼です。これは、主要地方道の湯沢栗駒公園線この路線上にございまして、箇所は皆瀬村の五才沼でございます。事業期間として平成8年～来年度の17年度まで10年間を想定してございます。総事業費は15億円でございます。延長は1,140m、幅員は8.5m、歩道はございません。この箇所は非常に急カーブそれから急勾配が多い所でございます。また道路を利用する人達に安心して運転して貰うために早期に整備する必要があると考えて着手しているものでございます。冬の交通の難所になっている所でございます。また、二次の緊急輸送道路の指定も受けてございますので、そういう意味合いから非常に早期に整備する必要があるのではないかと考えております。最急勾配として縦断勾配が11%でございましたけれども、これを緩和しまして6%の縦断勾配に作り直すところがございます。またカーブもきつい所を直して大きなカーブにするというものでございます。17年の完成に向けて鋭意努力しておりまして、予定通り完成する予定でございます。

次に、高速交通関連道路整備事業の上岩川でございます。路線としては主要地方道の琴丘上小阿仁線でございます。箇所としては琴丘町の上岩川でございます。事業期間としては平成14年度～18年度までの5年間を考えてございます。総事業費が25億でございます。延長としては4,754m、幅員は11mでございます。この道路は先程ご説明申し上げましたが高速交通関連でございますので、日沿道の琴丘森岳ICへのアクセス道路としてその整備の意味を成すものでございます。また、この路線・この区間は非常に道路の幅員が狭隘でございます。大型車の擦れ違いそういうものが非常に支障になっている箇所でございます。また、歩道も未整備でございますのでこれらを整備することによって生活環境の改善を図ろうというものでございます。

それから地方特定道路です。角間川、インデックスの角間川という所を見て頂きたいと思っております。路線としては主要地方道の湯沢雄物川大曲線で場所は大曲市の角間川でございます。事業期間としましては平成8年～20年までの13年間で総事業費は15億円でございます。延長は1,820m、幅員は6.5の12でございます。この区間はカーブが厳しい所が多々ございまして、また幅員も2車線取れない5mと狭隘な

区間でございまして、混雑度も非常に交通量が増えておりますので、高くなって来ているところでございます。また、通学路の指定にもなっております、これらの交通環境を改善するために整備する必要があるという事で進めているものでございます。緊急輸送道路にもなっております。第二次の指定を受けております。これまで色々と整備して来ておりまして、全体延長の1,820mのうち約1,000mですが、およそ50%でございますが整備済で供用を開始しているところでございます。端折って色々かいつまんでお話しを申し上げましたが、道路建設課所管の事業のうち16箇所のうちピックアップした箇所についてご説明申し上げました。以上でございます。

委員長：どうも有難うございました。基本的な考え方と代表的な工事につきましてご説明を頂きました。それでは道路環境課さんからお願いいたします。

道路環境課：道路環境課の方から歩道設置関係についてご説明いたします。今現在、道路環境課が実施しております歩道設置関係の工事箇所でございますが、これは平成16年度現在で22工区でございます。このうち今回継続事業としまして外部評価をお願いしているものは、平成14年度着手・2年経過・総事業費5億以上であります国道107号の横手市の大沢工区、282号の小坂町の万谷、県道の秋田雄和本荘線の雄和町の神ヶ村工区、横手東由利線の雄物川町の沼館工区の4工区でございます。いずれも2.5mの片側歩道を設置するものであります。事業の自己評価としましては必要性・緊急性・有効性・効率性・塾度はいずれもトータルで98点で優先度が極めて高いと道路環境課では自己評価してございます。時間の都合もございますので、4工区のうち代表的な国道107号の大沢工区についてご説明いたします。

この大沢工区につきましては評価調書の2枚目の必要性の欄に書かれてございますように、国道107号の当該箇所の交通量、これは12時間交通量でございますが、1万620台また山内村と横手市街地を結ぶ生活道路・通学路でもありますことから、歩行者交通量が1日当たり167人ございます。それで自転車交通量につきましては、ここに特に記載はしてございませんが、1日当たり198台と多いということでございます。更にこの事業区間の交通事故の発生件数は5ヵ年で11件にのぼっている状況でございます。こうしたことから平成14年度に事業着手してございまして、現在用地買収工事も順調に進んでおりまして、私共としても早期完成に今後とも努力して参りたいと思っております。他の3工区につきましては資料の通りでありますので、宜しく申し上げます。以上であります。

委員長：はい、有難うございました。国道107号、大沢工区につきましてご説明頂きました。河川課さんからお願いします。

河川課：それでは河川課につきましては、再評価の河川と海岸1件ずつございますので、2つ説明させて頂きます。最初に淀川でございます。広域基幹河川改修事業という事業名でございます。淀川は皆さんご存知の通り、協和町を貫流している川でございます。この川は昭和62年8月の豪雨により、町の中でございます上淀川と船岡地区と浸水被害を受けまして、延長17.9kmは災害の助成事業で行っております。その下流が今回の場所でございます。現在はまだ手を付けておりませんので現在も農地の冠水や雄物川本線からの排水の影響により被害が出ております。事業費といたしましては88億円でございます。事業期間は平成2年～35年までの期間を予定しております。現在の進捗状況でございますが、大体用地の方にお金を使っております。全体の進捗率としては8.1%位となっております。長くなった理由

でございますが、ここの雄物川との本線との直轄河川の計画と淀川との計画の整合性を図るためと、雄物川本線の直轄事業が来るのと合わせてうちの方も事業を進めると言う事がありまして、強首の輪中堤が出来てそれからこちらの直轄事業が入ってきておりますので、それとの整合のために少し時間がかかっております。また上位計画でございますがこれは、あきた21総合計画の中で快適で安全な生活を実現するためということになっております。次に所管課の自己評価でございますが総合で88点という事で、ランク1としております。この採点の数字でございますが、一番最後の所についておりますので、ご覧いただければ有難いと思います。

次に天王海岸でございます。これは海岸浸食対策事業でございます。天王海岸と申しますと、いわゆる出戸浜の海水浴場のところでございます。以前はビーチバレー大会等が行われてあったのでございますが、近年の浸食によりこの様な事業も行われなくなりました。事業の期間といたしましては平成7年～17年、来年度までを予定しております。総事業費は7億3,300万を予定しており、進捗率といたしましては82.9%となっております。上位計画でございますが、あきた21総合計画の海岸整備率の中核事業でございます。現在の事業を取り巻く情勢でございますが、浸食もなくなりまして、ある程度景観や自然が配慮されておるものではないかと思っております。所管課の自己評価でございますが、83点となっております。この数字につきましても一番最後のページに付いておりますので、ご覧いただければ有難いと思います。以上2点について簡単ですが説明申し上げます。

委員長：はい、どうも有難うございました。それでは最後に砂防課さんからお願いいたします。

砂防課：砂防課については、地すべり対策事業2件であります。宮田地区は再評価後5年経過、沢内地区は10年間継続事業箇所です。この2箇所については降雨により地すべりが発生した箇所で、いずれも17年度で完成予定で進めております。それでは一番最後の資料、沢内地区について説明します。

事業種別は集水井工、箇所名は矢島町沢内地区であります。資料の4枚目をご覧ください。カラー版でありますけれども、ここにはこの地すべり区域の全体平面図という事でありまして、少し色が薄いのでありますがこの外側の青の線、これがこの地区の地すべり防止区域であります。それから右側、災害発生ブロックという事でこの地区で平成6年7月地すべりが発生しております。この状況写真がこの左下の写真であります。地すべりの末端にあります沢内川の流路工、これの護岸が決壊しております。それから年度別の事業であります、黒の部分が完成した部分であります。それから中程、これも少し薄いんですが黄色の部分、これが今年度実施予定箇所であります。横ボーリング溝2箇所、事業費2,300万で実施いたします。来年度事業予定箇所でありますけれども、その上の赤の部分これは表面排水工、これを予定しております。それでは事業の概要でありますけれども、平成6年7月の豪雨により地すべり変動が発生し、末端にある沢内川の護岸が決壊する等被害が生じております。その為平成7年度から地すべり対策事業としてこの地区に事業に着手しております。それではまた一番始めのページにお戻り下さい。事業の概要であります、事業の期間は平成7年から17年の11年間を予定しております。総事業費は8億5,000万、国庫補助率は1/2であります。事業規模については集水井工5基、集水ボーリング工5,285m、その他排水ボーリング工・横ボーリング工・排水路工等実施しております。次に事業の目的の中で特に保全となる対象、これについては人家31戸、その他国道108号・町道・一級河川沢内川であります。事業費の内訳であります、計画時点では10億5,000万円。今現在は8億5,350万円を想定しております。1億9,650万円の減となっております。その主な理由であります、調査開始

計画に基づく抑制溝の減であります。集水井・集水ボーリング・横ボーリングいずれも数量減となっている事によるものであります。現在の進捗状況であります。対策工事は地下水の排除。これは今年度をもって概ね完成する予定であります。平成17年度は表面排水工、雨水の地下水浸透防止、溪岸浸食防止のための水路工を施工し、併せて地すべり観測を実施し安全が確保された事を確認して来年度事業を完成させたいと考えております。長期間になった理由であります。対策に当たってはブロック毎に整備しており、一つのブロックを概成するには調査・対策工事・効果判定観測と一連の流れの中で段階的に実施し、安全率が確保された段階で完成となるため最低3年以上期間を要しております。また、地すべり区域が広範囲に渡りブロック数も多いため、長期間を要しております。それではその3枚目をご覧ください。公共事業の評価であります。合計点は75点となっております。以上であります。この地区の地すべりの安定化を図るため継続し事業を実施出来るよう、宜しく審議をお願いいたします。以上です。

委員長：はい、どうも有り難うございました。これまで建設交通部さん所管の29件につきましてご説明頂きました。23件が道路建設事業関連でございました。その他下水道・河川砂防関係が6件となっております。大変申し訳ありませんが時間を押してございまして、一括してご意見を賜りたいと思います。特に次回、重点審議として残すべきものがあるかどうかを含めまして宜しくお聞きしたいと思います。いかがでございましょうか。清水委員いかがですか。

清水：個別の意見ではないのですが、実は私前回欠席いたしましてこの評価基準の表がありますね、この点についてちょっとお尋ねしても良いですか。この評価基準の表を私、ずっと拝見させていただいているのですが、議事録の中にもこれについてのご説明がなかったのですが、この評価基準というのはそもそも国の基準で決めたのか、県の基準かどちらなんですか。

委員長：どうぞ、お願いします。

堀江：私、建設交通部の堀江と申しますが、この評価基準は県の評価制度を設ける中で県が定めたものでございます。

清水：私ね、元々この事業評価というのは任意陪審員だけで決めるべきものじゃないと思っておりますから、こういう基準で非常に資料を整理していただいたことは非常に結構だと思いますけれども、例えば個別に見ると、やはり客観性をもう少し持たせなければいけないと思うんですよ。県の方だけでなしにね。例えば事業評価委員の先生方にパブリックコメントみたいな形でお出しになって、こういう採点の仕方は良いかどうかという事はお聞きになったのですか。

堀江：基本的にはこの評価、まずは県がスタートさせるにあたって各課で各事業課で有効性・必要性・緊急性等々を各道路事業、あるいは建設事業等々で決めましてそれを部の中での調整と申しますか、しました。そして更に先程の農政部さん、農林水産部さんの公共事業もございまして、県全体での考えをアンバランスと言いますかそういうのを無いように政策的に決めたものでございます。

清水：あのね、実は私は何を申し上げたいかと言うと、例えば地すべりを見ているんですが、緊急性が10点でしょ。危険性が10ですね、それで効率性が40でしょう。勿論項目の数は違うけれどね。例えばこの問題は、やはり考え方によってかなり違うと思うんですよ。効率性の問題よりもむしろ危険性の方が評価基準をもう少し高くしなければいけないとか、こういう意見をやはり何処かでお聞きになっておかないと、外に出す時に内々で決めた基準ではなくて、何処かの所できちんとオーソライズしておく必要があったのかなと言う感じがするんですよ。それでお尋ねしたんですけども、勿論専門の方々が決めておられるものですから、私がここであまりとやかく言うつもりはないのですが、少なくともこれから公開制と言う事を取るとするならば、県の担当者だけで決めたという資料を残さない方がいんじゃないかなと思ったものですからお尋ねいたしました。これは別に目くじら立てて言うつもりはしていませんので、次回からそういう場合パブリックコメントみたいな形で外の意見もちょっとお入れになった方がより外に出す時に良いのかなという感じがいたしましたのでお聞きしました。

それから、道路の事で道路建設課長が資料2でご説明頂きましたが、これの3番目の所、1番目と2番目はいいと思うんですけども、その冬期交通の確保や事故の軽減を目指した安全・安心快適な暮らしと言うのだけれども、むしろこれは冬期交通とか事故だけじゃないでしょ。道路全般のことですね、だからそれを少し整理して文書を作り替えていただければ有難いなと思いました。それからね、この項目の中に基本的に私は評価基準の中で全てに入っていないんだけど、美しい環境というのは非常に重要だと思うんですよ、評価基準で。例えばバイパスが出来ますね。でバイパスが出来た時の後の看板の汚さとか、これは公共の道路標識もそうですよ。一方から見たら見えるんだけど、裏から見たら骨組みしか見えないでしょう。それでね、ニューヨークで非常に犯罪が少なくなったのが、ジュリアン氏がこそ泥を捕まえたんですよ。それで犯罪が無くなったんですよ。道路とかこういう町の美しさというのは、少なくとも小さい時に潰しておかなければいけないんですよ。看板一つ見てもAさんが10cmの看板を作ったら、その次の人は必ず20cmの看板を作るんですよ。ある規制の中で許された範囲まで行くわけですね。その結果非常に汚い街が沢山出来ている。子供の頃から美しい物に対して美的感覚の完成を持たせば、絶対美しい街とか美しい道路は出来るんですよ。その意味で出来たらここに、私はいつも言っているんだけど、安全・安心・快適で美しい暮らしと言っているんですよ。そういう項目を是非今後入れていただければ、評価基準の中でも項目を入れていただければ大変有難いなと思っております。それで個別的なことで大変申し訳ないんだけど、あと1点何かあったんだな。

実はね、この道路のずっと工事費を見させていただいていますとね、様々な道路があって場所によって1km25億~30億かかる道路とか、4億位の道路がありますよね。多分30億近くかかる道路というのは高速道路の暫定施工と変わらないと思うんですよ、用地買収を入れてね。そのこういう数字が大きく出て来た理由は、やっぱり時間コストの問題があると思うんですよ。つまり10年かかってやる事業と20年かかってやる事業は、当然コストが変わってきますよね。だから例えば今後、もう少し時間コストを考えると、短期に集中してある程度工事を進めると言う事も考えていかないと、コスト縮減には図れないんじゃないかと。例えば中央道はあれは19年まで造るということで、工事始めてから5・6年で造るでしょう。だからあのコストでやれるんですよ。あれをもう少し時間を掛けたらもっともっと金は掛かりますよね。だからそういう事を考えてもう少し予算配分の重点配分を見た形で、少しそういう事もこれからの事業評価に入れていく必要があるのではないかという感じが一般的にいたしました。以上、一般論だけで大変恐縮ですが、感想だけ述べさせて頂きました。

委員長：はい、有難うございます。只今のご質問、何かコメントがありましたら。

堀江：清水先生の意見、大変有難うございます。先程もちよっと申し上げましたけれども、評価基準の定め方でございますけれども、評価制度を私共がスタートさせるにあたって、まずスタートした時点で三部で公共事業担当部でそれぞれの評価基準を定めてスタートしております。あるいは危険度の方が高いのじゃないかというお話しもありました。確かに砂防では例えば砂防ダムなんか抑止の意味でもやりますと、低コストで大きな土砂を監視・抑止出来るという事で砂防の方によっては効率性が高いような数字になっております。そうしたことからまた今後、先程基準を外部的な意見も聞きながらというお話しでありますので、私共もそうした意見をスタートした暁でございますので、こうした意見を参考にさせて頂きながら、何らかの形で外部の皆様のご意見も聞くような形にしていかなければいけないと思っております。有難うございます。

委員長：その他いかがでございますか。はい、どうぞ小笠原委員。

小笠原：全くものを言わなくても参加するだけでも良いと思っていましたけれども、道路は私共の生活にとってどうしても必要だとは思いますが。あちこち私も年間4万km位走っておりますが、山間部の道路に行くに従って、たくさんの動物の死骸が目につくように最近なっております。今後、新しく道路を造る場合に野生動物が路面に入り込まないようなそういう配慮をして頂きたい。このお願い一言であります。以上です。

委員長：はい、どうぞコメントがございますか。宜しくお願いいいたします。

道路建設課：非常に大きい課題だと思えます。実際に動植物に優しく道路を造るということで、いくつかの現場でそういう物を試みて実施しております。我々も実際走っている時に、横になっている動植物を見ますと非常に心の痛む思いをしております。出来る限りそういうものに配慮しながらこれから取り組んで行きたいと思えます。ただ、非常にお金を惜しむ訳ではございませんけれども、効果的にそういうものが出来るように先生から色々アドバイス願いたいと思えますので、今後よろしくお願ひしたいと思えます。それからもう一つよろしいでしょうか。先程、道路を整備するための基本的な考え方で、清水先生から有難いお言葉を頂きました。美しいという言葉が文章に是非盛り込みたいと思っております。道路を走っているまたは歩いている時点で色々なものが目につく時代ですので、道路はいろんな機能を持っていますけれども、その機能をお互いに相互で補完し合いながら、先生のおっしゃるような美しい物を作り上げていきたいと我々も思えます。それからコスト縮減の点ですが、時間的なコストを入れますと非常に確かにバラツキが出てくることは確かです。ただ、後に火がついているようなタイムリミットのある道路につきましては、やはりそういう投資したものが無駄にならないようにスタート時点を考えて色々やって来ております。これからの点で、色々スタート時点を何時にするのか、何時にした方が一番コスト縮減が出来るのかそこらも踏まえて事業に取り組んで行きたいと思えます。非常にお金が厳しい時代になって来ておりますので、そこらも事業を導入する際に、大きな要因になってきておりますけれども、出来る限りそう取り組んで行きたいと思えます。

委員長：はい、有難うございました。どうぞ。

石井：前からこの委員会度々申し上げているんですけれども、圃場整備をしますと木が無くなってしまっていて風通しがもの凄く良くて、道路の防雪作が無粋に並ぶという状況になっていると思うんです。それも道路事業で圃場整備関連事業と言った時に、例えば圃場整備の方ではそういう木を植えているとか、防雪のための木を植えるなんて事は地元の住民の負担になるからという言い方をしていますけれども、道路でやる時も景観を殆ど無視して防雪策という物を造っていくというような美観的に非常に私は悪くなって行っている気がするんですよ。真っ平らの所って風の問題って凄く大きいと思うんですよ。今回の台風だって塩害なんかあったでしょう。あれだってどうなのかなと思ってね。そういう意味で風対策というものを考えた時、それを単に道路で対策をするという時にただ自然の物でない人工の防雪柵をただ建てれば良いという形で行くと、何か美的な美しい道づくりとかいろいろな事を言った時に、ちょっと違うんじゃないかなという気がするものですから。何か色々ありました時に、ご配慮願えればと思います。

委員長：何かコメントございますか。防雪柵の話が出ましたが。もしありましたら、はいどうぞ。

道路建設課：道路の機能を管理者として守るために防雪柵はやむにやまれぬ我々の施策でございまして、あれがなしにやはり管理者としての道路の機能を守る手立てがあれば、非常に有難いなと思います。そこらは圃場整備関連という中で、位置付けていくためにはもう少し我々サイドで勉強しなければいけないと思いますし、この圃場整備関連というのはその前の段階でお互いの事業を有意義に進めるための手立てでございまして、そこらまで踏みこんでこれから事業を進めて行ければ一番良いなと思っております。先生の今のご意見、有難くこれから少し勉強させて頂きたいと思っております。良い方法がございましたら、今おっしゃったような方法以外にもご教授いただければ有難いと思っておりますが、宜しく願いいたします。

委員長：どうも有難うございました。先程、清水委員・小笠原委員から提言がありましたご意見につきましては答申にどう盛り込むか、また事務局と相談して協議したいと考えております。大変申し訳ありませんが、次回に重点審議する項目いかがでしょうか。もし無ければ対応をご承認いただければよろしいでしょうか。はい、有難うございました。それではこれまでご説明頂きました県の対応方針は妥当という事で終了いたしたいと思っております。それでは最後の議案でございますが、第3号議案につきまして、次回開催日につきまして、ご説明をお願いいたします。

事務局：それは事務局の方から、次回第3回の委員会についてですけれども、10月の下旬から11月初旬にかけて実施したいと思います。今回、農林水産部の新規それと建設交通部の継続の残り、後は終了評価ともう一つ真木ダムがございますので、どうか宜しくお願いいたします。

委員長：次回の日程につきまして、何かご意見ございますか。それではそのような事でご予定を宜しくお願いしたいと思います。その他、何かございますか。

清水：手短にお話しさせていただきます。議案第2号のところでお尋ねすれば宜しかったんですけども、林道整備の話ですけどね。実は2年間かけて林野庁で大規模圏林道のあり方という委員会がありまして、これはいわゆる全国9箇所の大規模圏の林道整備を今後どうするかという委員会だったんですけども、まっぴよんな事から私はその会議に出させて頂きました。それで、審議の中で、大規模圏林道の45%だったかな、ちょっと数字は覚えていませんが廃止にしました。幅員7mで造る道路ですけども。その理由はですね、補助林道がかなりきちんと整備されている所は出来るだけその補助林道を使うことと公道を使うという事で、中止という事にしたんですよ。多分、秋田県で私は非常に重要なのはこれから林業を、森林は非常に日本の国には重要だと思っていますし、その中の資料でも出たんですがそのいわゆる大気汚染の問題だとか、環境の問題でやると年間に大体75兆位の森林効果があるんだそうですが、そういうものが入ってこない。林業は5,000億しか木材生産していませんから、その効果だけであれば殆どの林道がいらなくなってくるということになります。だけどこれからこの国のいろんな状況を考えれば、これは殆ど中山間地にあるわけですよね。日本の国の森林率は大体世界の有数の森林率で70%位ありますよね。その上でこれから例えば、町道とか県道を上手く林道に使えるものがあれば、上手く整備をすると言う事を総合的に、林野庁だけで森林を考えるのじゃなくて、道路も河川も全部含めて一体、秋田県内の中でどういう形で森林を守るためにそういう整備をしたらいいかと言う事を少しこういう事業評価で1本1本やるのではなくて、総合的な検地に立って少し議論して頂きたいなと思うんです。私も今まで林道の事について分かりませんでした。全国で5人だったんですけどねメンバーが。それに出て2年間、北海道から九州まで現地を見てこの林道を造るかどうかと。大規模圏林道ですね。そういう事をやって非常に私も勉強になりました。そういう意味からもこういう個別な議論をしてしまうと、部分的な議論になってしまいますから出来たらそういうものも少し林業県秋田でもありますから、お考えいただければ有難いなと思います。以上です。

委員長：はい、有難うございました。それでは事務局の方で最後にございますか。

事務局：それでは、本日委員の皆様からご審議いただいた内容につきまして答申とさせていただきますので、宜しくお願いたします。事前に資料を送付する際、事務局の手違いから委員の皆様には建設交通部の資料が行き渡らなかった事を、この場をお借りしましてお詫び申し上げます。以後はこういう事が無いように気を付けますので、どうか御了承下さい。

委員長：どうも有難うございました。時間を経過・延長いたしまして大変失礼いたしました。それではこれまで出ました意見をまた十分に汲み取って、反映させて頂きたいと思います。これを持ちまして本日の委員会を終了いたします。大変どうも有難うございました。

< 終了 16時38分 >